

国連の非軍事的制裁における 「制裁委員会」の機能と役割

吉 村 祥 子

一 はじめに

国際連盟において非軍事的制裁が「組織化」され、国際連合（以下、国連）において非軍事的制裁が「強化」されて以降、今日に至ってその重要性やさらなる「強化」ないし「改革」が指摘されるようになった。⁽¹⁾ その理由として、国連憲章第七章に基づく非軍事的制裁措置の発動回数が増加したこと、非軍事的制裁措置は、軍事的制裁措置に比べて人命を伴う犠牲が少ないこと、加えて非軍事的制裁措置の発動の可能性を「明らかにしておくこと」によって平和破壊行為を事前に抑止する⁽²⁾ という抑止的な効果への期待、等が考えられる。

また、国連における非軍事的制裁のさらなる「強化」の一環として、国連によって発動された非軍事的制裁措置の履行監視の強化、そして制裁措置の履行監視を主目的として設置される補助機関—いわゆる「制裁委員会 (Sanction Committee)⁽³⁾」—の機能の強化、ということも指摘されている。例えば、ブートロス・ブートロスIIガリ第六代国連事務総長が提出

した「平和への課題：追補 (Supplement to an Agenda for Peace)」は、国連憲章第四一条に基づく「軍事力の行使を伴わない措置 (measures not involving the use of armed force)」の発動の増加は、特に制裁の履行監視や影響等に関連する困難に光を当てた、ということをまず指摘する⁽⁴⁾。そして、国連は、経験により制裁の履行監視の方法を向上させたが、政府が、国家主権や経済上の利害関係などの理由により、国際的な監視や、自国民によって行われたと推定される制裁違反に対する国際的な調査を受け入れることに積極的ではない、という理由によって、この「任務が複雑化されている」と述べる⁽⁵⁾。その上で、「平和への課題：追補」は、制裁の履行監視を含む機能を実行するメカニズムの構築を提案している⁽⁶⁾。また、大沼は、非軍事的制裁措置の中心である経済制裁の実効性を高めるためには、国連憲章第四九条の具体的な実施に加えて、「制裁が決定された場合、各国の制裁履行状況を監視し、違反があった場合には是正措置をとる権限を持つ制裁履行確保委員会を設置できるよう、そのための手続きを前もって予定し、制裁決定と共に迅速にその設置、行動を確保する」と述べ、非軍事的制裁措置の国家による履行違反を是正する権限を有した委員会の設置を提案している。

このように今日国連の非軍事的制裁の「強化」ないし「改革」と関連して「制裁委員会」の機能や役割の「強化」ないし「改革」が指摘されている。そして、確かに、これまで設置されてきた制裁委員会には、各国家が講じた非軍事的制裁措置の履行を検討する権限が何らかの形で与えられている。しかしながら、今日、制裁委員会の任務は、非軍事的制裁措置の履行確保のみに限定されているわけではないことも事実である。例えば、イラクに対する非軍事的制裁措置の発動を安保理が決定した際に設置された制裁委員会は、今日決議の履行確保に加えて、人道を目的とする物資の輸出入に際して禁輸の適用除外を認定する、人道を目的とする輸送を行う航空機の通告を受ける、国連憲章第五〇条に基づく国家の協議要請に対応する、などの任務が課されているのである。つまり、対イラク制裁委員会の報告書において指摘されるように、

今日制裁委員会に課される任務は困難且つ複雑化 (arduous and complex) しているのである。⁽⁸⁾ このように、制裁委員会の果たすべき役割を考察し、さらに国連の非軍事的制裁措置の強化ないし改善をはかるためには、まず、制裁委員会の実行を包括的に考察し、存在する問題点を改善していくことが必要である。また、大沼が提案するように、制裁委員会が「違反があつた場合には是正措置をとる権限を持つ」までに至っているか—もしくは、持つことができるのか、持つべきなのか—については、制裁委員会に関連する機構的な構造や、実際に制裁委員会が行つた実行を分析する事が必要である。

加えて、決議の履行監視という機能に関しては、国連憲章第七章に基づいて発動された非軍事的制裁措置—いわゆる「法的拘束力を有する」決議に基づいて発動された非軍事的制裁措置—のみに対して行われているのではなく、一般的には法的拘束力を「有さない」と考えられている決議 (いわゆる「勧告」決議) に基づいて発動された非軍事的制裁措置に対しても行われることがある。制裁委員会は、安保理の「決定」として発動した非軍事的制裁措置の履行監視などを目的として設置されるが、安保理ないしは総会の「勧告」として非軍事的制裁措置が発動された際にも、補助機関として委員会が設置され、履行監視と考えられる役割を担うこともある。また、国際連盟においては、一九二一年の総会決議により、必ずしも全ての加盟国が規約第一六条に規定される非軍事的制裁措置を履行する義務はないとされたにもかかわらず、対イタリヤ制裁が発動された際に設置された調整委員会 (Co-ordinating Committee) に対し、各国家は制裁履行のため講じた国内的な措置を報告するよう要請されている。⁽⁹⁾

このように、法的拘束力を有しないとされる決議の履行に関しても、何らかの履行確保と考えられる措置が行われることがある点を鑑みれば、将来的には、諸条約における履行確保措置と、「法的拘束力を有する」「有さない」国連決議に対する履行確保措置との性格の相違や、国際法上の位置づけを考察する必要が生じてくる。別言すれば、条約上の履行確保

措置と、国連機関の決議に対する履行確保措置の国際法上の位置づけの相違を考察する上でも、制裁委員会の実行をまず分析することが必要なのである。

このように今日制裁委員会の機能と役割に関する分析を行うことは大きな意味を持つと考えられているにもかかわらず、学術的な研究はほとんど行われていないと指摘されている。⁽¹⁰⁾

以上の諸点を鑑み、本稿においては、特に国連憲章第七章に基づいて発動された非軍事的制裁措置に関して設置された制裁委員会を中心に、国際連盟の対イタリア制裁時に設置された委員会(調整委員会及びそれに関連する委員会)及び国連機関の勧告決議に基づく非軍事的制裁措置に関して設置された委員会と比較しつつ、その機能と役割を考察することを目的とする(なお、国際連盟時に設置された調整委員会及び関連する委員会、ならびに国連の制裁委員会における審議内容及び決定は、その一部が公式資料や報告書として公開されているが、内部資料として非公開となっている資料も数多い。そのため、以下の分析は、原則として公開された資料及び入手可能であった内部資料に基づいている)。

二 対イタリア非軍事的制裁措置の発動時に設置された委員会の機能と役割

二一 調整委員会及びそれに関連する委員会の設置背景・構成及び任務

国際連盟においては、その規約一六条において非軍事的制裁に関する規定がおかれているが、(第一六条一項「第一二条、第一三条又ハ第一五条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ総テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス。他ノ総テノ聯盟国ハ、之ニ対シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ関係ヲ断絶シ、自国民ト違約国国民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ、且聯盟国タルト否トヲ問ハス他ノ総テノ国ノ国民ト違約国国民トノ間ノ一切ノ金融上、通商上又

ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス」この一六条に關しては、連盟の成立以前からその運用に關して様々な意見が出されていた。このため、連盟總會において國際封鎖委員會 (International Blockade Commission) が設置され、非軍事的制裁措置の運用に關する会合が行われた。⁽¹¹⁾

その結果として一九二一年一〇月四日に連盟總會で採択された「經濟的武器に關する決議 (Resolutions concerning the Economic Weapon adopted by the Assembly of the League of the Nations)」は、連盟「規約の違反があつたか否かを決定することは各連盟國の義務である」と規定し、さらに規約第一六条の発動に際しては、まず理事会において規約違反の認定を行い、違反が認定された際には、直ちにその議事録を加盟國に送付して「行動をとる (take action)」ことを要請すると規定する (第五項及び第六項)。そして、規約第一六条の「実施に助力を求めるときには」必要と考える場合には「技術委員會 (technical committee)」を設けて会合を開くことができるとし、その委員會には特に影響を受ける國家も含むことができる (第七項)。さらに、決議は、經濟的圧迫 (economic pressure) が適用される時には、その各々について、事前に詳細な措置を決定しておくことは不可能であり、そのような事態がおこつた際には、理事会が連盟加盟國に対して共同行動の計画を勧告しなければならぬと規定された (第一〇項)。

衆知の通り、國連の前身であつた國際連盟において、實質的な非軍事的制裁措置が発動されたのは、ワルワル事件の後にエチオピアに侵攻したイタリアに対する制裁の一件のみであつた。⁽¹²⁾ 國際連盟理事會は、一九三五年一〇月七日の會合において、イタリアは連盟規約第一二条に反して戰爭を開始したとする報告書採択し、⁽¹³⁾ 続いて連盟總會は、イタリアに対する非軍事的制裁措置を調整する目的で委員會を設置することを勧告した。⁽¹⁴⁾

この連盟總會の勧告に基づいて設置された委員會が、調整委員會 (Co-ordinating Committee) と称される委員會である。

國連の非軍事的制裁における「制裁委員會」の機能と役割 (吉村)

調整委員会は、当事国を除く連盟加盟国で構成され、⁽¹⁵⁾その任務は、設置を勧告した連盟総会決議において、具体的な制裁措置を考察し、調整をはかり、必要であれば、理事会又は総会において審議するべき状況について注意を喚起することと規定される（付録一を参照⁽¹⁶⁾）。この決議においては、「調整」の意味については定義されていないが、この場合の「調整」とは、国家によって講じられる制裁措置を統一化すると同時に、国家による非軍事的制裁措置の履行を「調整」する意味で用いられていると考えられる。⁽¹⁷⁾実際、調整委員会が設置された真の目的は「制裁実施の場合の各連盟国の措置を統合する」ことであると指摘されている。⁽¹⁸⁾つまり、調整委員会は、イタリアに対する非軍事的制裁措置の内容を考察すると同時に、国家による非軍事的制裁措置の履行確保する任務も与えられていたと考えられる。

このように、国際連盟において非軍事的制裁措置が発動された事例においては、具体的な措置の内容は連盟理事会においても連盟総会においても決定されていたわけではなく、総会の勧告によって設置された調整委員会によって決定されるという構造になっており、上部機関である安保理によって具体的な制裁措置が決定される国連の場合と大きく異なっている。

調整委員会のように、特定の委員会を設けて非軍事的制裁措置の具体的な内容を決定するという方式は、前述した「経済的武器に関する決議」における手続きに従ったものと指摘されている。⁽¹⁹⁾もともと、同決議において、「通商関係断絶等実施の主体は連盟自体ではなく個々の連盟各国」であると連盟規約が「修正」されたことにより、調整委員会による決定は「連盟決議とせず各連盟国に対する勧告提案としてその採否は連盟国の意思に委ねられ」る性格とされた。⁽²⁰⁾つまり、調整委員会によって何らかの決定が行われても、国家に対しては「勧告」する機能しか有しておらず、「法的拘束力を有する」決定ではないことになる。⁽²¹⁾また、対イタリア非軍事的制裁に関する調整委員会は、国連安保理の補助機関と位置づけ

られている制裁委員会と異なり、その機構上の位置づけは明確化されていない⁽²²⁾と指摘されている。

また、調整委員会に加えて、対イタリア非軍事的制裁に関するいくつもの委員会が、直接・間接的に調整委員会のもとに設置されている。まず、調整委員会において、その活動を先導するために委員会を設置することが提案・採択され⁽²³⁾、「主要国 (leading states)⁽²⁴⁾」である一八ヶ国から構成される一八ヶ国委員会が設置された。この委員会の具体的な任務内容を定めた決議が採択されたかについては記録されておらず、議事録には、当該委員会は決定を行うのではなく、あくまでも議論を行って調整委員会に勧告をする性格を有すること、などがフランス代表とイギリス代表によって発言されたことが記されているのみである⁽²⁶⁾。しかし、一八ヶ国委員会は、当初小調整委員会 (Little Co-ordination Committee) という名称であり、当初の目的は、調整委員会で審議するべき非軍事的制裁措置について準備する、という役割だった、と推察できる。

一八ヶ国委員会のもとには、いくつもの小委員会が設けられており、それらは、非軍事的制裁措置の具体的な内容を検討する委員会 (軍事 [Military]、金融 [Financial]、経済 [Economic]、相互支持 [Mutual Support]、など)、補足的な提案を検討する委員会 (経済 [Economic]、法律 [Legal]、契約 [Contracts]、石油取引等 [Trade and Transport of Petroleum and its Derivatives, By-products and Residues]、など)、及び制裁措置の履行に関する委員会 (金融 [Financial]、相互支持 [Mutual Support]、専門家委員会 [Committee of Experts]、など) に分類される⁽²⁷⁾。このうち、一八ヶ国委員会の決議により設置された専門家委員会 (Committee of Experts) は、四つの小委員会 (石油 [Petroleum]、運輸 [Transport]、代替品 [Substitute]、消費・支出 [Supply & Consumption]) をはじめとする小委員会を有し、当初調整委員会の議長を補佐することともに、調整委員会によって提案された非軍事的制裁措置の適用に関して政府から寄せられた情報を研究することが任

務とされた。そして後に対イタリア制裁措置発動後のイタリア及びその植民地と国家との間の貿易統計などの情報収集及び公刊のため必要な措置(例えば質問状の送付など)を講じること、の任務が加えられている。⁽²⁸⁾

このように、対イタリア非軍事的制裁措置が国際連盟より発動された際には、非軍事的制裁措置の具体的な内容を審議したり、国家が非軍事的制裁措置を履行する際に発生する問題を審議する目的で、調整委員会をはじめとする各種委員会が設けられている。

二二 調整委員会及び関連する機関の活動内容

まず、調整委員会は、対イタリア非軍事的制裁の具体的な措置を検討し、各国政府に対して講じるべき措置を提案している。調整委員会は、一九三五年一月一日より会合を行い、主として小委員会及び一八ヶ国委員会によって作成された決議案及び勧告を審議し、その結果、武器・弾薬・戦争用品の禁輸に関する提案(提案一 [Proposal I])、金融取引の停止に関する提案(提案二 [Proposal II])、イタリア産物資の輸入停止に関する提案(提案三 [Proposal III])、対イタリア輸出禁止に関する提案(提案四 [Proposal IV])、相互支持 (mutual support) に関する提案(提案五 [Proposal V]) が採択された。⁽²⁹⁾ 提案一から提案四までの措置は、いずれも、加盟国政府が連盟規約第一六条に基づく義務の執行を容易にする (facilitating) 目的で加盟国に対して提案されている。また、提案五として、連盟規約第一六条三項における加盟国の義務(「加盟国ハ、本条ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最小限度ニ止ムル為相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一国ニ対スル違約国ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル為相互ニ支持スヘキコト、…ヲ約ス」) に対して注意が喚起された上で、制裁に参加することにより最恵国待遇等の利益を損ねないよう措置を講じる、イタリアからの輸入品を

他の国家からの輸入品に変更する措置を講じる、制裁に参加することにより損害を被った国家との交渉を推進する、などの提案が採択されている。⁽³⁰⁾ また、調整委員会の機能として各国による制裁措置の「調整」、つまり制裁措置の履行確保が考えられており、対イタリア輸出入・取引禁止措置に関する提案一から四は、国家に対し、講じた措置を調整委員会に報告することを要請している。しかしながら、調整委員会は、回答を寄せた国家名については、報告を受けているもの⁽³¹⁾、寄せられた回答の内容や、制裁措置の履行に際して生じる法的な問題に関しては審議しておらず、そのような問題は専門家委員会をはじめとする各種委員会において審議・提案が行われている。

このように、調整委員会はイタリアに対する具体的な非軍事的制裁措置を勧告し、国家による履行についても報告を受けていたが、それらの内容の実質的な審議は一八ヶ国委員会や専門家委員会をはじめとする各種委員会によって行われていた。また、調整委員会は、対イタリア制裁措置の国家による履行について「調整」することを任務としていたが、特に国家による履行の「調整」に関する実質的な審議は、調整委員会ではなく、各種の下部機関において行われていたと考えられる。

一八ヶ国委員会や経済委員会、及び法律委員会などの調整委員会の下部機関において行われていた活動に関して注目すべき点は、国家による非軍事的制裁の履行措置に関する検討が行われていた点である。特に、専門家委員会及びその小委員会は、国家から提出された対イタリア制裁に関する国内的措置に関して、国家代表に対して質疑を行ったり、場合によっては国家より提出された情報に対して意見を付している。⁽³²⁾ 例えば、提案二に関して専門家委員会は、国家より提出された回答に対し、国内的措置の適用される対象範囲（例えば、自国領域内のイタリアの法人にも適用されるか）や取引の範囲（例えば、自国通貨建ての取引にも適用されるか、など）について明確化することを要請したり、コメントを付したりし

ている。⁽³³⁾つまり、これらの委員会は各国による履行措置の情報の提出を受けて、各国による履行 (implementation) が行われているかを検討し、さらに調整委員会によって提案された措置が遵守 (compliance) されているかを審議した上で、国家に対する勧告を行っていたと考えられる。⁽³⁴⁾

また、調整委員会の下部機関においては、非軍事的制裁措置を履行する際の技術的な問題点 (例えば、対イタリア制裁措置の発動日以前に支払いが行われた契約の履行、など) が討議されたり、補足的な制裁措置の提案が行われた場合もある。例えば、イタリアで発行された書籍や新聞等を禁輸の対象から除外することが一八ヶ国委員会から提案されたり、私人間の契約の履行などについて法律委員会の提出した報告書が、調整委員会の提案に付属としてつけ加えられた場合もあった。⁽³⁵⁾

以上概観したように、対イタリア非軍事的制裁の発動に際して設置された調整委員会は、上位機関である安保理によって制裁措置の内容が決定される国連の制裁委員会と異なり、自ら具体的な非軍事的制裁措置を審議して直接国家に提案する機能を有していた。また、特に調整委員会の下部機関において、制裁措置の適用に関する法的問題が討議されたり、履行確保のための措置が講じられていた。つまり、対イタリア非軍事的制裁の発動の決定により設置された各種委員会は、制裁措置の具体的内容に加えて、国家による履行状況や法的問題について討議し、調整委員会によって加盟国に対する各種提案を行うという機能を有していたのである。⁽³⁶⁾そして、調整委員会によって決定される制裁措置の内容が、国家に対しては「勧告」効果しか有さなかったにもかかわらず、調整委員会の下部機関においては、非軍事的制裁の国家による履行が行われる際の法的な問題や、国家によって講じられた措置に対する検討や勧告が行われている。

しかしながら、調整委員会をはじめとする各種委員会は、国家代表によって構成されており、それらの活動が、国内・

国際政治上の動機に左右されていたことも事実である。例えば、一八ヶ国委員会においては、特に英国とフランスの影響力が非常に強く、⁽³⁷⁾ 両国はイタリアに対する強力な制裁措置の発動に慎重であつたと指摘されてお⁽³⁸⁾り、そのため、例えば英国は、エチオピアへの通路であるスエズ運河の閉鎖措置を実施しなかつた。⁽³⁹⁾ また、対イタリア石油禁輸は、提案⁽⁴⁰⁾ に対する追加的措置として一八ヶ国委員会によつて提案され、⁽⁴⁰⁾ 経済的措置に関する小委員会をはじめいくつかの小委員会によつて具体的な禁輸の方法が審議されたものの、最終的に一八ヶ国委員会は、石油禁輸を開始する日付を提案しなかつたし、小委員会による報告書を採択することもしなかつた。その理由の一つとして、一八ヶ国委員会の構成国であつたフランスによる対イタリア石油禁輸反対が挙げられている。⁽⁴¹⁾ このように、非軍事的制裁措置の具体的な内容を提案する機能を有した調整委員会及び各種委員会が、「いかなる措置を講じれば効果的にイタリアのエチオピア侵略を阻止できるか」という戦略的な観点ではなく、国内・国際政治上の観点から制裁措置を勧告した一面もあると考えられるのである。

また、調整委員会の機構上の地位については、先に述べたように特定されていないが、例えば制裁措置の終了については、イタリアに対する非軍事的制裁の終了を勧告した連盟総会の決議⁽⁴²⁾ に基づき、調整委員会が各国家に対し、制裁措置を終了する勧告を行つており、その活動の開始と終了は総会決議によると考えられる。

このように、国際連盟において、唯一非軍事的制裁措置が発動された事例においては、ある意味で主要機関から独立した機関によつて具体的な制裁措置の決定がなされ、国家による履行状況の情報を収集し、場合によつては是正措置の勧告を行つている。しかしながら、調整委員会や一八ヶ国委員会をはじめとする各種委員会は国家代表によつて構成されており、国内・国際政治上の立場が反映される場面も多々存在したと考えられる。また、一八ヶ国委員会の任務内容が明確に規定されなかつたり、調整委員会の機構上の地位が明確化されていない点に象徴されるように、調整委員会をはじめとす

る各種委員会の機構的な位置づけや権限が不明瞭であった。加えて、対イタリア制裁に際して設置された委員会は、非軍事的制裁の具体的な内容を決定することは可能であったが、制裁の発動と解除に関しては決定する権限を有していなかった。つまり、調整委員会及び各種委員会は、対イタリア非軍事的制裁措置の策定から履行監視に至るまで広範囲の活動を行ったが、その機構上の位置づけや、客観的な判断基準の存在については不明瞭であったと考えられるのである。

三 国連安保理による非軍事的制裁措置が発動される際に設置される委員会の機能と役割

三―一 制裁委員会の設置背景・構成及び任務

国連憲章は、第四一条において「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用をとまわらないかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」と規定する。この条文に基づき、国連安保理は、一九六六年に南ローデシアに対する非軍事的制裁措置の発動を「決定」して以来、一三の国及び地域等（対南ローデシア、南アフリカ、イラク、旧ユーゴスラビア、ソマリア、リビア、リベリア、ハイチ、アンゴラ [UNTA]、ルワンダ、スーダン、シエラレオネ、ユーゴスラビア連邦共和国）に対する非軍事的制裁措置の発動を「決定」している。

これらの事例の内、対スーダン制裁以外の全ての事例で、安保理の決議により制裁委員会が設置されている。⁽⁴³⁾ 設置に際しては、決議において安保理の仮手続規則二八条（「安全保障理事会は、特定の問題のため、委員会（コミッション若しくはコミッティー）を設け、又は報告者を任命することができる。」）に基づくと言及されることもあり、制裁委員会は、

機構上は安保理の補助機関と位置づけられている。⁽⁴⁴⁾ また、非軍事的制裁措置の発動決定と同時に制裁委員会が設立される場合が多いが、制裁発動後しばらく期間を経てから設置される場合もある。⁽⁴⁵⁾

制裁委員会は、一九六八年から一九七〇年までの対南ローデシア制裁時を除き（七ヶ国で構成）、全ての安保理の理事国（一五ヶ国）で構成されている。このため、どの事例においても、制裁委員会のメンバー国と安保理の理事国は同じである。また、国際連盟の対イタリヤ制裁の事例とは異なり、制裁委員会は、関連する諸機関と連携して活動を行うことはあるものの、少ない例を除き、⁽⁴⁶⁾ 一人委員会や専門家委員会のような下部機関は存在しない。

そして、国際連盟時に設置された調整委員会と異なり、国連安保理によって非軍事的制裁が発動される場合は、制裁措置の内容自体は、最終的には安保理によって決定されている。同時に、制裁委員会の任務内容も安保理決議によって規定されている。⁽⁴⁷⁾ つまり、国連下においてこれまでに設置されたどの制裁委員会においても、最終的に制裁措置の内容を決定したり、委員会の活動内容を決定する権限は与えられていないのである。別言すれば、国連安保理において非軍事的措置が決定される際には、その内容や発動・解除の時期、制裁委員会の任務内容に至るまで安保理が最終的な決定権限を有しているものであり、制裁委員会は内部手続（例えば制裁委員会の意思決定手続については、安保理決議によって規定される場合もあるが、多くの場合、制裁委員会が設定するガイドラインに基づいている）など、安保理決議によって規定された範囲内において多少の自律的な活動を行うにとどまらざるを得ないのである。

制裁委員会の任務として安保理決議により規定される任務内容は、対南アフリカ制裁委員会のように制裁措置の履行措置の情報収集・分析や、決議の履行確保に関する勧告等にとどまる場合もあるが、委員会によっては、より広範囲な任務内容を課されたり、当初課された任務内容が追加・変更される場合もある（付録2.1から付録2.12を参照）。例えば、対旧ユー

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割（吉村）

ゴスラビア制裁委員会は、制裁決議の履行監視任務に加えて、禁輸の効果を高める方法を安保理に勧告する、人道目的でユーゴスラビア共和国に離発着する航空機の離発着について制裁措置の適用除外とするか決定する、国連憲章第五〇条に基づく国家からの要請を検討する、制裁措置の一つとして決定された入国禁止の対象となるセルビア軍関係者等のリストを作成する、等の広範囲の任務内容が追加的に課されていた。また、対イラク制裁委員会には、履行監視及び安保理に対する勧告任務や、国連憲章第五〇条に基づく国家の要請を審議する、等の任務に加え、制裁を一部適用除外してイラクの石油及び石油製品を一定量売却した資金により行われる人道援助活動に関する任務も課されている。さらに、決議において制裁委員会を名宛人としていなくとも、その内容によっては、実質的に制裁委員会に任務が課される場合もある。例えば、安保理決議七六〇において、「人道に必要な物資について、制裁委員会の認可を条件とした上で、対ユーゴスラビア共和国禁輸の対象外とする」ことが決定されているが、これは実質的に「制裁委員会が、ユーゴスラビア共和国に対する禁輸の対象外となる、人道に必要な物資の取引を認可する」ことを意味している。

このように、今日直接あるいは間接的に制裁委員会に課されている任務は、各々の委員会によって大きく異なっており、制裁決議の履行監視にとどまらず、人道上の目的で取引される物資に対する制裁の適用除外の認定や、国連憲章第五〇条に基づく国家からの要請の審議、安保理への勧告、など幅広い任務が課されている場合もある。もともと、国連安保理によって非軍事的制裁が発動される場合は、制裁措置の内容自体は最終的には安保理によって決定されるため、制裁委員会は、発動された非軍事的制裁措置の執行に関する活動に比重が置かれる形になっているのは事実であろう。

国連において制裁委員会が設置される理由としては、国家による非軍事的制裁措置の履行監視を効果的に行いたいという意図が当初あったと指摘される。⁽⁴⁸⁾ より具体的には、制裁委員会は、履行に関する情報収集という目的に加えて、それら

の情報は何らかの形で分析したり、決議に違反する行為に関して情報も情報を収集することを目的として設置されたのではないかと考えられる。確かに、当初制裁委員会が設立されなかった事例においても、国連事務総長に対し、国家が講じた措置を報告することが要請されたり、事務総長が、非軍事的制裁措置の履行に関する報告書を提出することを要請されている⁽⁴⁹⁾。加えて、唯一制裁委員会が設立されていない対スーダン制裁の事例においても、国家は、国連事務総長に対して自国が講じた措置について報告することが要請され⁽⁵⁰⁾、収集された情報について事務総長による報告が行われている⁽⁵¹⁾。つまり、制裁委員会が設立されなくても、国家によって講じられた措置に関する情報は、何らかの形で収集されているが、収集された情報の分析や、決議違反に関する情報の収集は、制裁委員会の任務となっているのである。このような実行を鑑みれば、制裁委員会が設置される理由として、経済制裁に関する安保理決議の履行を促進し、決議に違反する行動を指摘することによってより効果的に制裁が実施されることを促すと同時に、履行の様態を分析する目的があったのではないかと考えられる。

また、国際連盟時には、調整委員会及びその関連機関における議事録の要旨が、公式記録として残されているのに対し、制裁委員会の議事録は公開されていない。制裁委員会の会議自体も原則として非公開である。このような制裁委員会の「閉鎖性」に対し、一九九五年に安保理議長による覚書が提出されたり⁽⁵²⁾、国連安保理改革の一環として閉鎖性の改善が提案されたりしている⁽⁵³⁾。その結果、報告書を提出していなかった制裁委員会が一九九五年以降報告書を提出している事例もあるが、会議の内容等については要点の記載にとどまっており、公式の会議録のような詳細な記載は存在しない。また、報告書の内容や量に関しても各制裁委員会によって大幅に異なっており、提出の頻度も一定していない場合もあるのが実状である（例えば、対南ローデシア制裁委員会は各年に一度、時には三〇〇ページを超える活動報告書を提出しているが、対

南アフリカ制裁委員会は活動した一九七七年から一九九四年の間に四度の活動報告書の提出しか行っていない。また、対リベリア制裁委員会のように、年次活動報告書がわずか一ページから数ページで終わっている場合もある。

一般的な制裁委員会の任務内容及び活動は以上のように概説されるが、以下において、制裁委員会の実行を(1)決議の履行監視、(2)人道を目的とする制裁措置の適用除外(「人道上の物資」に関する輸出入の認定など)、(3)国連憲章五〇条に基づく国家の認定、(4)上部機関への勧告、などに大別し、その活動を概観するとともに問題点を指摘することとする。

三―二 制裁委員会の活動とその問題点

三―二―一 決議の履行監視

これまでに設立された全ての制裁委員会に対し、安保理によって決定された非軍事的制裁措置に関する決議の履行監視という任務は全ての制裁委員会に付されている。

制裁委員会が行う決議の履行監視は、①国家によって決議履行のために講じられた国内的措置に関する報告書を検討する、②決議履行の目的で講じられた国内的措置について、追加的な情報の提供を国家に要請する、③国家より(場合によってはNGOからも)制裁決議違反と考えられる事態の情報を収集し、調査・勧告及びその結果について報告を行う、などの方法で行われる。

これらの履行監視方式のうち、どの方法が講じられるかについては、各々の制裁委員会の任務に関する安保理決議の文言によって多少の差異が生じている。例えば、対南ローデシア、対南アフリカ、対イラク、対旧ユーゴスラビア、対リビア、対アンゴラ(UNITA)の各制裁委員会を設立する決議には、制裁委員会は「事務総長によって提出される、決議を履

行する目的で講じられた国内的措置に関する報告書を検討し、さらに「国家の行動についてより一層の情報を収集」するという文言が存在する。つまり、①と②の両方の手段を用いることが規定されている。このような方式が規定される理由として、国家が事務総長に報告した内容が不十分であったり、さらに詳細な情報が必要な場合に、制裁委員会が国家に對して追加的な情報を要請する目的が存在したと考えられる。⁽⁵⁴⁾ これらの事例については、事務総長に對して寄せられた情報「事務総長報告書」として一旦提出され、その報告について制裁委員会が「検討」を行って別の報告書を提出している。

これに對し、対ソマリア、対リベリア、対ルワンダ、対シエラレオネ、対ユーゴスラビア連邦共和国の各制裁委員会に関する決議には、「制裁決議の効果的な履行に関しては国家の行動の情報を収集」し「意見及び勧告と共に安保理に報告」するという文言は存在するが、追加的な情報の要請に関しては決議に規定が存在しない。しかしながら、決議の別の主文において、「事務総長に對し、制裁委員会の業務に必要な全ての支援を与えることを要請する」旨が規定されている場合もあり、対ソマリア、対ルワンダ、対シエラレオネ、の事例については、対南ローデシア等の事例と同様に、事務総長より国家の履行措置についての情報を掲載した報告書が提出されている。⁽⁵⁵⁾ 対ユーゴスラビア共和国の事例においては、国家は国内的措置を事務総長ではなく制裁委員会に對して報告することが要請されているが、制裁委員会の報告書と同時⁽⁵⁶⁾に、事務総長報告書においても情報を寄せた国家名が公表されている。⁽⁵⁷⁾ また、イラクやアンゴラ (UNITA) に對する追加的な制裁措置を決定した安保理決議 (対イラク・決議六七〇、対アンゴラ [UNITA]・決議一一七六) においては、制裁委員会の設立決議 (対イラク・決議六六一、対アンゴラ [UNITA]・決議八六四) とは異なり、各加盟国は講じた措置を (事務総長ではなく) 制裁委員会に報告することが要請されている。そのため、対アンゴラ (UNITA) 制裁を例に取れば、安

保理決議八六四の履行については事務総長報告書⁽⁵⁸⁾として、安保理決議一一七六の履行については制裁委員会の報告書⁽⁵⁹⁾において収集された情報に関する説明がなされている。

そして、対南アフリカ制裁委員会に関する決議には、「武器禁輸違反を防止するための措置を勧告し、禁輸の完全な履行を確保するよう努力する」という文言はあるが、③の制裁決議違反と考えられる事態の情報収集については言及はない。しかし、実際には対南アフリカ武器禁輸違反と考えられる行動が制裁委員会に報告され、制裁委員会も報告に対する検討を行う等の行動をとっている。⁽⁶⁰⁾

このように、安保理決議により、制裁委員会に対して、決議の履行監視の目的で課される任務内容は若干のばらつきがある上、決議において規定される報告のための手続にも多少の違いが見られる。また、対南アフリカ制裁委員会のように、決議において直接言及されていない活動を制裁委員会が行うこともある。だが、大まかに見れば、①事務総長ないしは制裁委員会が国家より制裁決議を履行する目的で講じた国内的措置に関する情報を収集し、報告する、②決議内容に違反すると考えられる行動に関する情報を収集する、③①及び②の検討結果や、制裁委員会の意見及び勧告を報告書として提出する、という手順で、制裁委員会による履行監視活動が行われているものと考えられる。

今日、条約の履行確保措置として国家報告制度やその委員会による審査等がおかれることがあるように、制裁委員会が決議の履行措置を検討したり、より詳しい内容の報告を要請することは、国家による決議履行を促進する一助となる。また、決議に違反すると考えられる事態の情報を収集し、調査や勧告を行うことは、決議の履行及び遵守を促進する上でも重要であると考えられる。そして、若干の例外を除き、⁽⁶¹⁾制裁委員会が、多少の形式の違いはあるものの、国家によって報告された措置に関する報告書を提出したり、制裁決議違反と考えられる事態の情報を収集しており、特に違反が明白に

行われている場合は、特別報告書等の提出を行ったり、安保理に対して何らかの措置を決定するよう勧告を行った場合がある。⁽⁶²⁾そして、「制裁に協力的な諸国における違反に関しては、…違反例を公表するだけで履行確保手段としては十分だったかもしれない」⁽⁶³⁾のも事実である。

しかしながら、制裁委員会の設置が決議の履行・遵守を促進する一助となることは事実としても、その活動にはいくつかの改善すべき点が存在すると言えよう。

その理由として、第一に、制裁決議の履行措置として国家より提出された情報が提出されても、⁽⁶⁴⁾一般的にそれらの情報に対する制裁委員会の「検討(examine)」が不十分であるという点が挙げられる。前述の如く、制裁委員会が設置される本来の目的は、国家により制裁決議に際して講じられた国内的措置に関する情報の収集より、収集された情報の「検討」(例えば、国内的措置が安保理決議に合致した内容となっているか、違反に対する罰則等の措置の規定があるなど実質的に決議を遵守しているか、等を「検討」する)に比重が置かれていたはずである。だが、実際にこのような「検討」の内容及び結果として、多少の言及が行われている場合も見かけられるが、⁽⁶⁵⁾ほとんどの報告書においては、回答を行った国家の数(または国家名)あるいは国家より提出された書類に付された文書ナンバーが記載されているにとどまり、実質的な「検討」内容やその結果については記載されていないのが現状である。

例えば、対イラク制裁委員会に比して国内的措置の「検討」を行っていたと指摘される対南ローデシア制裁委員会の報告書においてさえも、国家からの報告の検討は行ったとしてはいるものの、「安保理決議二五三の履行も目的で講じられた措置について、(国連加盟国である)八ヶ国が、専門機関の加盟国である四ヶ国が、事務総長に対し回答を行った。」⁽⁶⁷⁾(第一回制裁委員会報告書パラグラフ五)「一九六九年六月六日現在、国連加盟国のうち九七ヶ国が、そして専門機関の加

盟国であるが国連の非加盟国である五ヶ国が決議履行に関して事務総長に回答を行った。これらの報告の実質的な部分は事務総長報告書に複写 (reproduce) されている。回答を行った大半の国家は、決議の文言を遵守していると報告している。また、そのうちの多くが南ローデシアの違法な政権を承認しておらず、いかなる形態の関係も有していないと答えている。数カ国は、特別の措置を講じる必要はないとしており、他の数カ国は、決議を履行するために必要な措置を講じた、または講じていると回答している。いくつかの国家は、措置の詳細を、あるいは該当する法令の本文を提出している。数カ国は、決議履行の措置を講じる際に、義務的であるか他の規定であるかによって差異を設けている。：(第二回制裁委員会報告書⁶⁸パラグラフ九、一〇)「第二回制裁委員会報告書以降」決議二五三の履行に関して、七つの追加的な回答が受理された。：七つの報告のうち五つは、既に回答を寄せている国家であり、講じられた措置の詳細あるいは決議の履行の目的で制定された法律の本文を報告している。回答を行っていなかった国家の報告のうちの一つは、決議二五三を履行する目的で制定された内閣令 (Cabinet Degree) …の内容である。：国連加盟国のうち二七ヶ国が、専門機関の加盟国のうち四ヶ国、計三一ヶ国が、安保理決議二五三の履行を目的とする措置について回答を要請した事務総長の通知に対し、未だ返答していない。南アフリカを含む、未だ回答を寄せていない国家の挑戦的な (defiant) 態度は、第一回及び第二回制裁委員会報告書において安保理の注意をひいた。この関連で、委員会は、ポルトガルが事務総長の通知に対して正式に回答したものの、安保理による義務的制裁の遵守に対する反対の意思を表明している点を指摘したい。」(第三回制裁委員会報告書⁶⁹パラグラフ一二から一五) のように、国家の講じた国内的措置に対してコメントを付したり、具体的な是正措置を勧告する内容とはなっていない。⁽⁷⁰⁾ つまり国際連盟の対イタリヤ制裁時に設置された調整委員会の下部機関と異なり、現在の制裁委員会においては、各々の国家が国連の非軍事的制裁に関する安保理決議を履行しているか、また、実効性のある措置を講

じているかという「検討」は不十分であると考えられるのである。

このように国家より提出された措置の「検討」が制裁委員会において不十分な理由として、今日制裁委員会に課せられる任務が広範囲に渡っているにもかかわらず、対イタリア制裁の事例に見られるように機能ごとに細分化された委員会が設置されていない、加えて、委員会が独立した専門家によって構成されているのではなく、安保理の構成国の国家代表で構成されているため、国家より提出された回答を「検討」することが技術的に困難である点が考えられる。確かに、今日国際条約において、その義務の履行確保手段として設置される国際機構（またはその機関）の機能や構成については多様であり、その中には国家代表で構成されているものも存在するのは事実である（安保理決議という国際機構「の機関」の決議と国際条約上の義務の性格の相違は指摘する必要があると思われるが⁽⁷²⁾）。しかし、対南アフリカ制裁委員会において、南アフリカに対し定期的に武器を供給する国家の法令を分析する顧問（consultant）を設置することが委員によって提案されたり、⁽⁷³⁾ 制裁委員会の勧告を受けて、対アンゴラ（UNITA）制裁決議の履行の促進任務を含んだ専門家パネルを制裁委員会とは別に設けることが安保理で決定されている。⁽⁷⁵⁾ つまり、国内的措置を法的な視点から「検討」するには専門家が必要であるということが、制裁委員会においても認識されていると言えよう。

また、制裁決議の履行措置として国家から提出される情報の形式が、必ずしも一定ではないことも、「検討」が不十分である理由の一つと考えられる。⁽⁷⁶⁾ これまでにも指摘されるように、事務総長あるいは制裁委員会に対して国家から寄せられた制裁決議の履行措置に関する回答内容は、単に被制裁国とは外交上あるいは貿易関係を有しないという簡単な内容のものから、関連する国内法令を詳細に記載しているものまで、多岐に渡っている。このような状況に対して、一九九五年に「平和への課題」ワーキンググループに対してオーストラリア及びオランダが提出したペーパーにおいても、制裁決議

の履行に関する国家の報告内容が不十分である点が指摘され、質問票を起案し、制裁決議の履行に関する国家実行を比較することを提案している。⁽⁷⁷⁾ また、カイパー (Kuyper, P.J.) は、法令の条文が提出されるために、対イタリア制裁時に設置された国際連盟の専門家委員会や、国際労働機関 (ILO) の専門家委員会のほうが、制裁委員会に比して、法的な履行について判断を下すことができる、と述べている。⁽⁷⁸⁾

確かに、安保理決議の中には、国家より寄せられた情報が不十分であるということを想定し、制裁委員会の任務として、事務総長より提出される決議履行措置に関する報告書の検討に加えて、国家より制裁決議の「より効果的な実施に関する情報を収集する」ことを含めているものもある。そして、例えば対イラク制裁委員会は、当初国家が事務総長に対して提出した情報に加えて、国内法令や輸出入及び金融資産の管理、罰則や没収等の執行措置などの、より詳細な情報を制裁委員会に提出することを要請している。⁽⁷⁹⁾ しかしながら、全ての制裁委員会が対イラク制裁委員会のような要請を行っているわけではないのも事実である。そして、仮に情報を収集したとしても、それを分析する能力が制裁委員会に備わっていないければ、制裁委員会はその役割を果たせないのではないだろうか。これらの諸点を鑑みれば、オーストラリア／オランダ提出ペーパーが提案するように、国家より寄せられる回答の形式をある程度統一しておくことは、国家より提出された回答内容の「検討」を行う上でより効率的であると考えられる。また、カイパーが指摘するように、専門家によって構成される委員会の方が、政府代表による委員会に比して、より専門的な視点より「検討」を行えるのではないだろうか。

制裁委員会の活動において改善すべき点として、第二に、制裁決議に違反していると考えられる事態に関して、制裁委員会の対応が必ずしも積極的ではなく、また違反を是正する方式が確立していない点が挙げられる。まず、制裁決議に反すると考えられる事態の情報収集は、原則として国家あるいはNGOから情報の提供を受ける形式がとられており、情報

提供が少ない場合、制裁委員会が情報の提供を呼びかけることはある。しかし、非軍事的制裁を行うことに対して積極的な国家あるいは組織が多く、情報の寄せる事例（例えば、南ローデシア制裁決議に反すると考えられる情報を多く提供したイギリス）もある一方、安保理決議七〇〇に基づくイラク武器禁輸に関する情報のように、制裁委員会の設立以来全く情報が寄せられなかった事例もある。唯一対ルワンダ制裁の事例において、安保理により、対ルワンダ制裁決議違反に関する情報を収集する国際諮問委員会（International Commission of Inquiry）が設立され⁽⁸⁰⁾、ルワンダを始め、その周辺諸国及び決議に反する武器の輸出入に関与したと考えられる国家において現地調査を行なっている⁽⁸¹⁾。しかしながら、必ずしも、国際諮問委員会と対ルワンダ制裁委員会が相互に協力して制裁決議に違反する情報を収集し、事態に対応しようとしているわけではなく、対ルワンダ制裁委員会は情報があっても活用していないと考えられるのである⁽⁸²⁾。つまり、制裁委員会は、基本的に寄せられた情報に対して何らかの対応をすることはあるものの、自ら情報を積極的に収集する姿勢はあまり見られないのである。

また、事例によって量にばらつきはあるが、制裁決議に反すると考えられる情報が寄せられた際に関連する国家へ書簡を送付するなど、確かに、制裁委員会は、事実確認及び情報提供、さらには違反と考えられる状況の改善を促進する何らかの手段を講じている。加えて、米国による「バード修正法」の事例のように、明白に制裁決議に反する国内法が設置された場合、制裁委員会において審議が行われたり、安保理に対して勧告が行われる場合もある⁽⁸³⁾。確かに、公に「制裁違反」と名指しされることを国家は不名誉に感じるとも指摘されており、⁽⁸⁴⁾ 事実制裁委員会の指摘に基づいて制裁違反とされた事態に対する調査が行われたり、結果として何らかの改善策が講じられた例もある⁽⁸⁵⁾。その一方で、例えば対南ローデシア制裁決議に反する内容の「バード修正法」は一九七七年に廃止されたが、その原因は主として「人権外交」を推進する大統領

領の政策変更や、南ローデシア産のクロムを輸入する必要性が低下したなど、主として国内の要因であったとも指摘されている。⁽⁸⁶⁾つまり、制裁委員会の活動が必ずしも制裁決議に反する国内法令の変更を促進しない場合もある。その理由としては、制裁委員会の行う改善促進のための手段は、結局は勧告的な効果しか有さない、「**実地活動的 (operational) 機能**」が欠如していたため、「各政府の調査結果と最終的なものとして受け入れなければならない」⁽⁸⁷⁾、制裁措置を規定する安保理決議の文言が不明瞭であったり、安保理決議の国内における効力が定まっていなかったため、国家によって安保理決議の解釈や適用範囲に相違がある、などという点が挙げられる。加えて、非軍事的制裁措置の目的の一つは、経済活動の断絶であるが、経済活動の国際化により、一つの取引に複数の国家が関与している場合も数多い。このような場合、どの国家が責任を有するののかという基準が必ずしも明確でない点も、制裁決議に反する活動が報告された際に、迅速に是正措置が講じられない一原因と考えられよう。

これらの問題点のうち、制裁委員会の機能や、決議における文言については、最終的には安保理において規定されるべきものである。また、実地活動を行うためには予算的な裏付けが必要なことから、やはり該当する安保理決議が採択されることが必要と言えよう。しかしながら、最終的な決定は安保理において行われることが必要であるにせよ、制裁委員会がその機能改善のために、安保理に積極性を持って具体的な提言を行っていくことが必要ではないだろうか。また、国家によって制裁措置の適用範囲や解釈に相違があることは国際連盟時に対イタリア制裁が発動された際に既に指摘されていることである。少なくとも、制裁委員会は従来の実行を参考にすることは可能ではないだろうか。

国連安保理によって非軍事的制裁が発動されたいくつかの事例においては、国家、国際機構、あるいは民間団体により、被制裁国の周辺海上あるいは陸上より「監視 (monitoring)」あるいは「阻止 (interception)」する活動が行われることも⁽⁸⁸⁾

ある。これまでに安保理による「決定」として非軍事的制裁措置が発動された際に、「監視」あるいは「阻止」活動が行われた事例は、米国を中心とする多国籍軍及びロイズ船舶協会 (Lloyd's Register) による海上阻止行動や検査が展開された対イラク制裁、北大西洋条約機構 (NATO) 及び西欧同盟 (WEU) による海上阻止行動⁽⁸⁹⁾、WEU によるドナウ川上からの監視⁽⁹⁰⁾、ヨーロッパ共同体/連合 (EC/EU) 及び全欧安保協力会議/機構 (CSCE/OSCE) の協力により陸上から監視が行われた対旧ユーゴスラビア制裁、多国籍軍による海上阻止行動が展開された対ハイチ制裁がある⁽⁹²⁾。加えて、シエラレオネ制裁に対しても、西アフリカ諸国経済共同体停戦監視団 (ECOMOG) による監視あるいは阻止活動が行われていると報告されている⁽⁹³⁾。そして、このような「監視」あるいは「阻止」活動が行われる際には、船舶等に対する停船要求が行われた後に、場合によっては針路変更が要求される場合もある⁽⁹⁴⁾。

加えて、安保理決議一一八六はマケドニア・旧ユーゴスラビア共和国に展開していた国連予防展開軍 (UNPREDEP) に対し、対ユーゴスラビア共和国武器禁輸を決定した安保理決議一一六〇に反する武器の流れ (illicit arms flows) を監視・報告 (monitoring and reporting) する任務を課している⁽⁹⁵⁾。

このような「監視」あるいは「阻止」活動は、制裁決議の執行を行う実質的な活動とも考えられる上、「監視」又は「阻止」を行っている主体が制裁委員会とも何らかの關係を持つ (例えば報告を行うなど) 場合もある。確かに、実質的な制裁の執行のためには、地域機構及びその他の主体と連携を行うことは有益であると考えられるが、対イラク制裁や対旧ユーゴスラビア制裁に際しては、海上阻止行動を安保理決議において「追認」する形になっており、安保理や制裁委員会の要請に基づいて海上阻止行動が行われているわけではないのである⁽⁹⁶⁾。加えて、これらの海上阻止活動等を可能にした背景には、国際政治上の要因が存在するのも事実である。例えば、NATO がいわゆる「領域外」における海上阻止行動を行う

ことを可能にした背景には、冷戦終結後の「新戦略概念」⁽⁹⁷⁾の採択により、NATOが領域外での危機管理活動に対して「より大きな实际的関心を払う段階へと移行した」ことも一因であると考えられる⁽⁹⁸⁾。また、UNPREDEPは、安保理決議一一六〇に反する武器の流れを「監視・報告」する任務は課されていたものの、交通を「停止・検査」する権限は付されていなかった上⁽⁹⁹⁾、一九九九年二月には中国の拒否権発動によりUNPREDEPの任期を延長する決議が否決され、活動が終了している。つまり、このような制裁決議の執行活動は、常時可能というわけではないのであって、制裁決議の執行活動を常時行うためには、国連による独自のメカニズムを準備する必要がある。

三二二二 人道を目的とする制裁措置の適用除外（「人道上の物資」に関する輸出入の認定など）

今日、非軍事的制裁措置に対する最も大きな批判は、制裁の発動により、特に被制裁国の一般市民に対し、人道上の問題が生じるというものである。この点は、国連の安全保障の枠組みの外において発動される非軍事的制裁措置（例えば、「国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置」⁽¹⁰¹⁾）に対しても指摘されており、その中には国連総会や人権委員会で審議されている事例もある⁽¹⁰²⁾。しかしながら、世界の殆ど全ての国家が加盟している国連によって発動される非軍事的制裁措置の一般市民に対する影響力は、制裁に参加する国家数から考えても、国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置より大きいと考えられる。確かに安保理によって発動される非軍事的制裁措置は、国連憲章によって規定されているため、国際法上の地位は国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置とは異なる⁽¹⁰³⁾と考えられるが、近年安保理による非軍事的制裁の発動回数が増加したことにより、その人道上の影響が論じられたり、⁽¹⁰⁴⁾具体的な提言が行われたりしている⁽¹⁰⁵⁾のである。また国連事務総長の報告書においても、一部の人権に関する国際機関において、制裁に対する社会的弱者の人権保護が論じられ

ていると指摘する⁽¹⁰⁶⁾。そして、ベイリー及びダウス (Bailey and Daws) によって指摘されるように、今日、国連による非軍事的制裁は一般市民に与える影響が大きいため、人道上の問題に関する機能を有することもある制裁委員会は国際的な議論の対象になっているのである。⁽¹⁰⁷⁾

制裁委員会の活動が被制裁国における人道上の問題に大きく影響する場合として、第一に、安保理において非軍事的制裁の発動が決定される際 (特に全面的な禁輸が決定される際) には、禁輸の対象品目から人道上の物資 (食料や医薬品など) が除外される場合があり、その際に除外対象品目を決定することが制裁委員会の任務となる場合が挙げられる。例えば、対イラク制裁において、食料に関しては、制裁委員会への通告、その他の物資に関しては、制裁委員会の許可等が必要になると安保理決議で規定されているため、これらに該当する物資の輸出入に関しては、制裁委員会が通告の受理あるいは許可を与える任務を有することとなる。(ただし、対イラク制裁対象となる物資の内、医薬品及び医療物資 [medicines and health supplies] は安保理決議六六一において禁輸の対象から除外されているが、制裁委員会への「通告」及び「認可」等に関しては決議には規定はない。⁽¹⁰⁸⁾ また、対南ローデシア制裁を決定した決議二五三主文三項(d)は、「厳密に医療目的を対象とした供給品、学校及びその他の教育機関における使用のための教育機器及び資材、刊行物、ニュース資料及び特別の人道上の問題がある場合における食糧」は南ローデシアへの輸出禁止の適用が除外されると規定するが、制裁委員会に対しては、このような物資の認定等を行う任務は課せられていない。このように、安保理決議において、適用除外物資や取引が規定される場合に、制裁委員会に任務が課せられる場合とそうでない場合がある)。第二に、安保理により、制裁を一部解除して人道上の物資の購入・分配が決定された場合に、制裁委員会がその執行を行う場合が挙げられる。その事例としては、後述の Oil-for-Food と称される対イラク制裁の一部解除・人道援助物資の購入・分配が挙げられる。

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

このような任務のうち、第一の禁輸の適用除外物資の決定権限は、安保理決議により対イラク、対旧ユーゴスラビア、対アンゴラ (UNITA) 制裁委員会に対して与えられている⁽¹⁰⁹⁾。また、対イラク制裁措置の食料及び対ユーゴスラビア共和国制裁措置の人道目的の医薬品及び食料に関しては、制裁委員会への通告 (notification) により制裁措置の適用除外となるが、その他に関しては、制裁委員会の認可 (approval)、又は決定 (decision)、又は承認 (authorization) が得られた際に、禁輸の適用除外となる⁽¹¹⁰⁾。安保理決議は規定している。この場合、国家あるいは国際機構は、該当すると考えられる取引を制裁委員会に対して申請し、制裁委員会は no-objection 手続により当該物資あるいは取引が、人道上的理由から禁輸の適用除外に該当するか否か判断することとなる。

安保理決議によって禁輸の適用除外物資の決定権限が与えられた結果、これまでに、特定の制裁委員会に対しては、非常に多くの通告あるいは認可等を目的とした申請がなされている。例えば、対イラク制裁委員会には、一九九七年八月から一九九八年七月までの一年間の間に九六件の食料に関する通告及び七四件の医薬品に関する自発的な通告を受理しており、これらの取引の総計は一億八〇〇万米ドルに相当すると報告されている。また、その他の人道上の物資に関して、九七八八件の申請を受理し、そのうち三八四九件 (総計約六五億米ドル相当) が許可され、二八四九件 (総計約四八億米ドル相当) が未決定 (pending) であり、三〇九〇件 (総計約五二億ドル相当) が却下されたと報告されている⁽¹¹²⁾。また、対旧ユーゴスラビア制裁委員会に対しても、最終的に一四万件にのぼる申請が行われたと報告されているのである⁽¹¹³⁾。

このような制裁委員会による禁輸の適用除外の決定の問題点として、まず、制裁委員会の認可等が必要な物資と必要ではない物資の区別があいまいである点⁽¹¹⁴⁾があげられる。例えば、対イラク制裁委員会においては、医薬品及び医療物資は通告あるいは許可のいずれも必要ではないが、食料は制裁委員会への通告が必要であり、その他の人道上の物資に関しては

制裁委員会の許可等が必要、と取引の対象により必要な手続が異なっている。しかし、具体的にどの物資がいかなる場合に「医薬品及び医療物資」あるいは「食料」あるいは「人道上の物資」と分類化されるかという点は明確にされていないのが実状である。例えば、対イラク制裁委員会は「タバコ (cigarettes)」について、それは通商条約や国内法においては「食料」と分類される場合もあるという指摘があったにもかかわらず、no-objection 手続の必要な「人道上の物資」として取り扱ったと報告されている⁽¹¹⁴⁾。また、非常に大量の食料の取引が「通告」された場合など、客観的に見れば制裁決議違反と考えられる場合でも、制裁委員会は、国家の主張に反してまで取引を停止させようとはしなかったとも指摘される⁽¹¹⁵⁾。

次に、制裁委員会が「人道上の物資」として制裁の適用除外を認定等を行う際の基準も明確化されておらず、「ケース・バイ・ケース」により、no-objection 手続を用いて、認定等が行われている点があげられる。この点に関しては、これまでもいくつもの事例を用いて批判がなされており⁽¹¹⁶⁾、その理由は制裁委員会が「人道上の物資」の認定等を行う際に客観的な基準に基づくよりも、裁量権の行使を念頭に置いている点にあると考えられる。実際、対イラク制裁委員会のメンバーが、国連法務部に対して「人道上の物資」のガイドライン策定を依頼することを提案したものの、他のメンバーによる反対があったと報告されている⁽¹¹⁷⁾。対旧ユーゴスラビア制裁委員会においても、ガイドライン等の作成は真剣に考慮されていなかったとされる⁽¹¹⁸⁾。また、no-objection 手続が用いられれば、認定等に反対する国家が一ヶ国でも存在すれば申請は却下される上、手続は非公開で行われているため、反対する理由に関しても明確にされない⁽¹¹⁹⁾。そして、手続上の時間短縮の措置が講じられる一方で、結果が出るまでに長期間かかる場合もあると指摘されている。

確かに、制裁委員会は、衣類や乳幼児向けの物品など、いくつかの品目については「一般に好意的な考慮が与えられている (generally receive favourable consideration)」と報告している⁽¹²⁰⁾。また、武器禁輸との関係で、汎用品 (dual-use) に対

して注意を払う必要があったり、前述の如く、制裁委員会に対して大量の申請がある場合には、その処理に時間がかかるのも事実であろう。加えて、認定の方法や手続が安保理決議において規定され、品目によって異なる認定手続が用いられる必要がある場合は、手続がより煩雑になるということも考えられる。しかし、禁輸の適用除外となる範囲や基準が明確化されなければ、制裁委員会に対する批判は避けられないところとなる。

このように、禁輸の適用除外物資の認定機能が与えられる場合に加え、制裁委員会の活動が被制裁国における人道上の問題に大きく影響する場合として、第二に、Oil-for-Foodと称される対イラク制裁の一部解除及び人道援助物資の購入・分配に関連する事例が挙げられる。

イラクに対する非軍事的制裁の発動及び湾岸戦争によるイラク一般市民への影響は早くより指摘されており、一九九一年には、制裁委員会の認可の下イラクの石油及び石油製品を一定量売却し、売却資金を国連のエスクロウ勘定 (escrow account) に直接振り込み、その資金により、事務総長によって作成され、安保理によって認可された計画に従ってイラク一般市民に対する人道上の物資の購入を行うことを承認すると規定する決議七〇六が、安保理によって採択されている。⁽¹²¹⁾ しかしながら、国連とイラクの間で合意形成が進まず、最終的に、一九九五年四月に国連安保理は「イラク国民の人道に必要なものを供給する目的で、一時的な措置として」決議七〇六を改訂した決議九八六を採択し、その後行われた協議の結果、一九九六年五月には人道援助物資の分配計画やエスクロウ勘定の設立、Kirkuk-Yumurtalik パイプラインを経由するイラク産の石油及び石油製品の売却、人道援助物資の調達や確認の方法などを内容とする了解覚書 (Memorandum of Understanding on the Sale of Iraqi Oil, Implementing Security Council 986) が国連事務局とイラク政府との間で締結 (concluded) された。⁽¹²²⁾ この Oil-for-Food に基づき、一九九六年二月よりイラクより石油が輸出され、翌年一九九七年一

月に人道援助物資の購買に関する最初の契約が承認された。そして、一九九六年一二月の開始以来、安保理において一八〇日の期間ごとに Oil-for-Food 計画に関する承認が行われ、必要であれば計画の修正を承認する決議が採択されている。

この了解覚書においては、Oil-for-Food に関する制裁委員会の主たる機能は、イラク産の石油及び石油製品の輸出の監視ならびにその承認と、イラクに対する人道援助物資の輸出の承認、及びこれらに関する手続の作成、とされる。実際には、これらの活動の内、イラク産の石油及び石油製品の輸出に関しては、事務局の勧告を受けて制裁委員会が指名する最低四名の国際石油取引の専門家を「監督者 (overseers)」として任命し、その報告を受けて制裁委員会による承認が行われる。また、その監視に関しては、事務総長によって指名される独立監督機関 (independent inspection agents) により行われ、制裁委員会は監督者を通じ、毎週当該機関より報告を受けるとする手続が作成されている。⁽¹²⁴⁾ 制裁委員会の報告書においては、これらの諸機関は良好な協力関係を通じて活動を行っている⁽¹²⁵⁾と報告されており、若干の修正が必要な少数の契約を除いてはほぼ全て制裁委員会において認可が行われている。しかしながら、イラク政府が重点的に契約を結んでいる企業は、対イラク制裁解除に積極的な国家 (例えばロシア) や、イラクにとって政治上重要な国家 (例えばトルコ) の企業であるとも指摘されており、「対イラク制裁解除に否定的であるとイラク政府が認識している国々に対して、圧力をかける」という意味あい⁽¹²⁶⁾があるのではないかと推察されている。

一方、イラクに対する人道援助物資の輸出の承認及び関連する手続に関しては、Oil-for-Food の実施当初は、取引内容を記載した書類を国家が制裁委員会に直接提出し、①医薬品と食料に関しては、no-objection 手続により取引が適切と見なされれば、申請を行った国家に対して Oil-for-Food による支払いの対象となると通告する。もし不適切であれば、Oil-for-Food による支払いの対象とはならないが、医薬品又は食料は、輸出可能であると通告する、②人道上必要な物資に関して

は、no-objection 手続により取引が適切と見なされれば、申請を行った国家に対して Oil-for-Food による支払いの対象となると通告する。もし不適切であれば、Oil-for-Food による支払いの対象とはならないが、当該物資は輸出可能であると通告する。また、取引が適切であるか否かにかかわらず、物資の供給自体が承認されなければ、輸出が不可能であると通告する。⁽¹²⁷⁾ ③ Kirkuk-Yumurtalik パイプラインの操業に必要な部品等については、No-objection 手続に基づき、ケース・バイ・ケースで決定する、という手続が設定されていた。⁽¹²⁷⁾

しかしながら、申請の件数が増加した上、申請手続の煩雑さやイラクへの物資の到着の遅れが指摘されるようになったことから、一九九七年五月より、書類上の不備などに関しては、制裁委員会に提出される以前に、事務局による事前の審査が行われることが委員会において合意された。⁽¹²⁸⁾ その後、安保理決議において手続のさらなる見直しが要請されたことにより、⁽¹²⁹⁾ 制裁委員会は、委員会において申請を考慮する際の優先順位や、申請が却下された場合には、申請を行った国家代表に対して理由を付した文書を送付する等の内容を取り入れた手続を採用した。⁽¹³⁰⁾ 加えて、一九九八年五月より、食料については、事務局の推薦に基づいて制裁委員会が任命した専門家が、申請を審査し、適切であれば制裁委員会委員長の認可を得るといふより簡略化した手続が採用されているが、⁽¹³¹⁾ 医薬品に関しては「従来どおり」の手続が採用されている。⁽¹³²⁾ また、事務総長により、石油の売却資金が確保される以前であっても申請を考慮するよう勧告が行われ、⁽¹³³⁾ 制裁委員会において了承されている。以上のように Oil-for-Food に関する手続には多くの変更が加えられており、また、特に Oil-for-Food に関連する事務局の役割が増加したことより、一九九七年一〇月より、国連事務局内にはイラク計画室 (Office of the Iraq Program) が設置され、安保理決議六六一及び九八六に関連する業務を担当している。

このように、制裁委員会においては Oil-for-Food に関連する活動を迅速に行うための改善が行われてきたのは事実であ

るが、一九九九年四月に事務総長より提出された Oil-for-Food の再検討及び評価に関する報告書においては、制裁委員会に対し、事務局から制裁委員会に提出された後に決定がなされていない、いわゆる「待機中 (on hold)」の物資の申請についても理由を明確化すること、石油の生産に関連するスペアパーツや部品に関する申請の認可を迅速に行うこと、災害や疫病などの緊急事態に対しては柔軟に対応すること、など六項目の改善要請が行われている。⁽¹³⁴⁾特に石油の生産に関連するスペアパーツや部品に関連する申請については、一九九九年六月末の時点で、制裁委員会の審査に付された申請のうち、五六一件が認可されたものの二〇一件が「待機中」であると報告されており、Oil-for-Food の実施に影響が生じるとも指摘されている。⁽¹³⁵⁾この背景には、「審査に厳しい英米と甘いフランス、ロシアといった形で制裁委員会のメンバー間で契約許可に対する対応がまちまちになっている」⁽¹³⁶⁾ためと指摘されている。

確かに、Oil-for-Food が行われる一方で、イラク国内においては大量破壊兵器の査察が実施されており、特に汎用品の対イラク輸出認可に対しては慎重な態度が示されているものと考えられる。しかしながら、イラクに到着するスペアパーツや部品は目的に合致した物資であるか国連によって検査が行われており、⁽¹³⁷⁾Oil-for-Food の目的を考慮するならば、制裁委員会はより迅速に認可を行うべきではないだろうか。Oil-for-Food の有効性に対しても厳しい評価が存在するのも事実であり、⁽¹³⁸⁾新たな政治的駆け引きの材料を増やさないためにも、客観的に見て公平な制裁委員会の対応が必要と考えられる。

三二二—三 国連憲章五〇条に基づく国家の認定

国際連盟規約第十六条三項は、「聯盟国ハ、本条ニ依リ、金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル為相互ニ支持スヘキコト…ヲ約ス」と規定し、国際連盟が設立される際に、既に非軍事的制裁措置

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

が実行される際に、制裁の影響を受ける国家が存在するという可能性が考えられていた。国連憲章も第五〇条において、「安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する」と定めている。加えてガリ元国連事務総長による「平和への課題」においても、安保理に對し、非軍事的制裁の実行により「特別の経済問題に直面する」ことを防止するための措置を考察することが要請されている。⁽¹³⁹⁾このように、今日非軍事的制裁措置が発動される際には、制裁により経済的な困難に直面する国家に対し、何らかの考慮を行うことが要請されている。そして、これまでも、国連安保理において非軍事的制裁措置が決定された際に、憲章第五〇条に基づく協議を行う意思が表明されたり、制裁委員会に憲章第五〇条に関する任務が課される場合がある。

初めて国連の非軍事的制裁措置の履行による経済上の問題について協議を要請する意思の表明がなされた事例は、安保理決議二二二により南ローデシアに対して部分的な制裁が決定された際に、ポルトガル及びマラウイが、安保理議長及び事務総長に対し国連憲章第五〇条に基づく協議を行う意志を表明した事例である⁽¹⁴⁰⁾(しかしながら、これらの国家に対しては、特に何の措置も講じられなかった)。その後、ザンビア⁽¹⁴¹⁾、独立後のモザンビーク及びボツワナ⁽¹⁴²⁾も、対南ローデシア非軍事的制裁に関する決議の履行により、経済的な問題が発生すると安保理に報告し、具体的な措置を要請している。

これらの国家の要請が安保理に対して行われた後、安保理において、ザンビアに対し、安保理決議を遵守して南ローデシアとの経済・貿易関係を断絶したことを賞賛 (commend) し、経済援助の必要性を調査する専門調査団の派遣を決定する決議が採択された⁽¹⁴⁴⁾。その結果、全ての国家、国連機関ならびに専門機関に対し、ザンビアを支援することを要請した安保理決議が採択されている。⁽¹⁴⁵⁾モザンビークに対しても、安保理において、国連憲章第五〇条に言及した上で、全ての国家、

国連機関ならびに専門機関に対し、モザンビークを支援することを要請した安保理決議が採択されている。⁽¹⁴⁶⁾ 加えて、モザンビークに対しては、経済社会理事会及び総会においても決議が採択され、非軍事的制裁措置の履行による経済的な問題に対処するという目的も含めた具体的なプロジェクトの提案が行われたり、実行されたりした。⁽¹⁴⁷⁾ ボツワナに対しては、国連憲章第五〇条に直接言及してはいないが、南ローデシアによる国境付近への攻撃を契機に事務総長より調査団が派遣され、⁽¹⁴⁸⁾ 提出された報告書の一部には南ローデシアとの経済活動の断絶がボツワナの経済に深刻な影響を及ぼす点も指摘されている。⁽¹⁴⁹⁾ 結果として、国連憲章第五〇条には直接言及してはいないものの、国家及び国際機構に対しボツワナを援助することを要請する安保理決議が採択されている。⁽¹⁵⁰⁾

このように、南ローデシアに対する非軍事的制裁措置を実行する際に経済的困難が生じた国家に対しては、複数の国連機関が対処した事例があったものの、対南ローデシア制裁委員会に対しては、憲章第五〇条に関する任務は課せられていなかった。

これに対し、対イラク制裁委員会及び対旧ユーゴスラビア制裁委員会に対しては、憲章第五〇条に基づく協議の要請が表明された後であったが、安保理決議において憲章第五〇条に基づく協議に関する任務が規定あるいは言及されている。安保理においてイラクに対する非軍事的制裁が決定された後、ヨルダンをはじめとする総計二一カ国の加盟国がこのような憲章第五〇条に基づく協議の要請を行った。⁽¹⁵¹⁾ 当初、制裁委員会の設立決議には憲章五〇条に関する任務は規定されていなかったものの、安保理は対イラク制裁委員会にその審査を要請し、結果的には安保理決議六六九において、対イラク制裁委員会に対して憲章第五〇条に基づく要請を審査する任務を課すことが正式に規定されることとなった。また、対旧ユーゴスラビア制裁に関しても、総計八カ国が安保理に対し憲章第五〇条に基づく協議の要請を行ったため、⁽¹⁵²⁾ 安保理決議八四

三において、対旧ユーゴスラビア制裁委員会に対し、設立決議においては言及されていない憲章第五〇条に基づく要請を審査する任務が確認された。⁽¹⁵³⁾このように、憲章第五〇条に基づく協議の要請が存在し、事後的にはあるが安保理において任務が規定されたため、対イラク制裁委員会及び対旧ユーゴスラビア制裁委員会は、要請を審議するためのワーキンググループを設置した上で、安保理に対し勧告を行っている。

制裁委員会は、これらの憲章第五〇条に基づく要請のうち、対イラク制裁に関するヨルダンの要請については、調査団の派遣を事務総長に要請した上で、⁽¹⁵⁴⁾制裁の履行による経済上の問題についての詳細な報告書を提出させている。また、その他の国家からの要請に関しては、該当する国家より送付された書簡や、ワーキンググループにおける報告に基づいて、制裁委員会は勧告を採択している。これらの勧告の内容は、いずれも、協議を要請した国家の特別の経済問題に対処することの必要性を認識し、全ての加盟国に対して当該国家への早急な援助を希求 (appeal) し、関連する国際機構に対して特別の経済問題に対処するプログラムを考察するよう要請 (invite) した上で、事務総長に対し、国家及び国際機構より、特別の経済問題に対処するために講じられた行動の情報を収集した上で、安保理に報告することを要請するものとなっている。⁽¹⁵⁶⁾

このように、両制裁委員会では、国連憲章第五〇条に基づく国家の要請について安保理に対し勧告を行っているが、安保理においてこれらの勧告に基づく決議は採択されてはいない。前述の如く、対南ローデシア制裁の事例においては、調査団の報告等を受けた上で、安保理決議において、憲章第五〇条に基づく国家の要請に対する援助の要請がなされた事例がある。しかしながら、対イラク及び対旧ユーゴスラビア制裁の事例においては、制裁委員会において安保理に対する勧告は採択されているが、上部機関である安保理において、憲章第五〇条に関する決議は採択されていない。その結果、対

イラク制裁に関して憲章第五〇条に基づき要請を行った二一カ国が、安保理議長に対して共同で覚書を提出し、「特別の経済問題」に直面している国家に対し早急に援助を行うよう要請を行った。⁽¹⁵⁷⁾これに対し、安保理は議長声明として、「国家、国際金融機関及び国連機関に対し、対イラク制裁委員会の勧告に積極的且つ迅速に対応」する要請を行ったが、⁽¹⁵⁸⁾決議は未だ採択されていない。また、対旧ユーゴスラビア制裁に関して憲章第五〇条に基づき要請を行った八カ国を含む国家が、総会に対し、「対ユーゴスラビア共和国（セルビア及びモンテネグロ）制裁に関する安保理決議の履行により影響を受けた国家への経済的援助」を議題に含める要請を行っている。⁽¹⁵⁹⁾そして当該議題に関する審議が第四八回総会より行われ、IMFや国際復興開発銀行等の国際金融機関及び国連関連機関に対し、「特別の経済問題」を有する国家に対して注意を払う、全ての国家に対し、「特別の経済問題」を有する国家に対して援助を行う、国連の人道援助機関に対し、「特別の経済問題」を有する国家からの供給を増加する手段を講じる、事務総長に対し、情報収集を行う、などを要請する決議が採択されている。⁽¹⁶⁰⁾つまり、制裁委員会の勧告に対応する決議が安保理で採択されなかったことにより、直接安保理に対して要請が行われたり、国連の他の機関において審議が行われているのである。

なお、対リビア制裁に関しては、制裁委員会の任務として、設立当初より憲章第五〇条に関する通告に対して「特別の注意（special attention）」を払うと規定されている。⁽¹⁶¹⁾そして、今日までにブルガリア及びスーダンが対リビア非軍事的制裁措置の実行に伴って経済上の問題が発生するという内容の書簡を事務総長に対して送付している。⁽¹⁶²⁾しかしながら、これらの書簡が、明確に憲章第五〇条に対して言及していない、直接に援助を要請していない、などの理由で、安保理においては、書簡を送付した国家に対して特別な措置は講じられていない。⁽¹⁶³⁾

以上概観したように、憲章五〇条に関する個別の事例に対しては制裁委員会において審議が行われる場合もあるが、憲

章第五〇条に関するより一般的な審議は、国連憲章及び機構の役割強化に関する特別委員会 (Special Committee on the Charter of the United Nations and on the Strengthening of the Role of the Organization) において行われている。⁽¹⁶⁴⁾

このように、制裁委員会において要請を審議する際の基準や方法は特に明確化されていない上、安保理に対する勧告の文言は、個別国家の要請内容に応じて大幅に変化しているわけでもないのが実状である。確かに、ポルトガルのようにもともと対南ローデシア制裁に対して反対の立場をとっている国家が憲章第五〇条に基づく協議を要請しても認めがたいのは事実であろうし、⁽¹⁶⁵⁾ 経済的困難の原因の特定や、制裁による「特別の経済問題」の規模の測定の困難さも指摘されている。⁽¹⁶⁶⁾ しかし、対イラク制裁や対旧ユーゴスラビア制裁の事例のように、制裁委員会によって憲章第五〇条に関する審議や勧告が行われたとしても、その内容は画一的なものであり、上部機関においても活用されてはいないというのが現状ではないだろうか。また、安保理は、憲章第五〇条に関する実質的な作業を補助機関に委託する傾向がある、⁽¹⁶⁷⁾ とも指摘されているように、直接安保理においてこの問題に対する審議を回避しようとする傾向があるのではないかと推察される。安保理がどのような目的で、制裁委員会に対し憲章第五〇条に関する任務を課しているのかという点が不明瞭であれば、制裁委員会の活動の位置づけも不明瞭のままとどまるのではないだろうか。一九九五年に国連憲章及び機構の役割強化に関する特別委員会に対して事務総長が提出した報告書には、制裁による経済的影響を受けた国家に対する援助を考察する際のガイドライン作成、信託基金の設立、国際金融機関による経済援助、等の提案がなされており、⁽¹⁶⁸⁾ 制裁委員会においてもこれらの考慮を行うことは妥当だと考えられる。

三二一四 安保理への勧告

国連の制裁委員会は、既に述べたように、安保理の補助機関として位置づけられており、原則として安保理によって授權された範囲において活動を行うこととなる。しかし、国際連盟の対イタリヤ制裁時に設置された調整委員会と異なり、国連の制裁委員会に対しては、安保理に対する「勧告」権限は通常与えられているが、自ら決定した制裁措置を国家に対して直接勧告する権限が与えられていないなど、国家に対する「作用」の範囲は非常に限定されたものとなっている。つまり、安保理により、制裁委員会に「他の主体に規律を及ぼす」決定ないし勧告が行う権限が与えられた場合は、制裁委員会が国家に対し直接「作用」することも可能であるとは考えられるが、現状では、制裁委員会は、追加的制裁措置等の「勧告」を安保理に対して行う権限は与えられているものの、最終的に非軍事的制裁に関して「他の主体に規律を及ぼす」決定ないし勧告は安保理が行うという構造となっているのである。⁽¹⁶⁹⁾

このように制裁委員会が行う勧告が国家等の「他の主体」に作用するためには、当該勧告が安保理の決議として決定ないし勧告される必要があるのである。そして、確かに、対南ローデシア制裁や対アンゴラ制裁に関する追加的措置の勧告のように、制裁委員会の行った勧告が、最終的に安保理の決議として決定された事例が存在する。⁽¹⁷⁰⁾ しかしながら前述の憲章第五〇条に関する勧告のように、制裁委員会において安保理に対する勧告が行われても、結果的に安保理において制裁委員会の勧告に基づいた決議が採択されなかった場合もある。また、安保理に対する勧告権限を授けられているにもかかわらず、実際には制裁委員会が何等の勧告も行わない場合もあるのも事実である。例えば、リベリア制裁委員会は、一九九六年に提出した報告書において「制裁委員会が武器禁輸を効果的に監視するためには、情報を提供する立場にある国家及び機構の協力に専ら依存している。この点において、委員会は全ての国家に対し、武器禁輸に関連する決議を遵守する

義務を喚起する。」と云う意見 (observation) を付してはいるが、⁽¹⁷⁾ 具体的に安保理に対する勧告は行っていない⁽¹²⁾。また、対南ローデシア制裁に関しては、委員の意見の一致が見られないまま安保理に対し勧告が行われたり、⁽¹³⁾ 制裁委員会の構成国に関連する事項や、南アフリカに対する制裁措置の適用など、制裁委員会内部における意見の不一致により、結局安保理に対する勧告が行われない場合もあつた。⁽¹⁴⁾ つまり、安保理に対する勧告権限が与えられていたとしても、安保理が実際にどの程度制裁委員会の勧告を受け入れるか、また、制裁委員会自体が安保理に勧告を行う程度の積極性を有しているかという点は、事例によつて異なるというのが現状であると考えられる。

四 総会による対南アフリカ制裁勧告に際して設置された委員会の活動について

国連において非軍事的制裁が発動された事例は、「法的拘束力を有する」とされる安保理の決定による場合もあるが、「法的拘束力を有さない」とされる安保理の勧告あるいは総会の勧告による場合もある。このような「法的拘束力を有さない」形式での非軍事的制裁が発動された場合においても、事務総長に対する報告などの履行確保措置と考えられる手段が講じられる場合があり、本稿においては、総会による対南アフリカ石油等禁輸の勧告に際して設置された政府間グループの活動をとりあげ、制裁委員会の活動と比較することとする。

国連総会において、南アフリカに対する部分的な非軍事的制裁措置を勧告する決議は一九六二年より、包括的な非軍事的措置を勧告する決議は一九八〇年より採択されてきたが、一九八六年の総会決議四一／三五Fにおいて、初めて「勧告」として採択された制裁決議の履行監視を目的とする「対南アフリカ石油及び石油製品の供給及び輸送を監視する政府間グループ (Intergovernmental Group to Monitor the Supply and Shipping of Oil and Petroleum Products to South Africa) (以

下、対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループ」が設置された⁽¹⁷⁵⁾（付録3を参照）。この政府間グループは、地理的配分に考慮した上で、石油輸出国及び石油輸送国の代表を含めた一カ国より構成されている。⁽¹⁷⁶⁾

対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループの主要な活動としては、①対南アフリカ石油等禁輸に関する国内法令上の措置に関する情報を収集する、②対南アフリカ石油等禁輸を勧告した総会決議に反すると考えられる情報を収集し、当該行動に関係するとされる国家に対し、情報提供を要請する、③南アフリカに寄港する船舶の調査 (port calls) 及びその結果の公開、④制裁決議を国内において履行する際のモデル法案の作成、が挙げられる。このうち、①及び②については、実際には、前述の制裁委員会と類似の活動内容となっている。まず、対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループは、対南アフリカ石油等禁輸に関する国内法令上の措置に関する情報を収集しているが、国家による履行や遵守が行われているかという点については検討しておらず、国家による回答を報告書において公表しているにとどまっている⁽¹⁷⁷⁾。また、決議に反していると考えられる行動に関する情報が寄せられた際も、制裁委員会と同様、当該行動に関係するとされる国家に対して情報提供を要請し、国家が何らかの形で回答を寄せる形式がとられている。

そして、対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループの活動のうち、調整委員会や制裁委員会においては存在しなかった独自の活動として、③南アフリカに寄港する船舶の調査及びその結果の公表、④モデル法案の作成、が挙げられる。このうち、モデル法案の作成については、総会決議における規定に基づいて⁽¹⁷⁸⁾対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループが作成し、国家に対して提示しているため、上部機関によって委託された任務と考えられる。これに対し、南アフリカに寄港する船舶の調査及びその結果の公表については、制裁決議違反と考えられる行動に関する情報が不足しているとした「政府間グループが、南アフリカに対する全ての石油の輸送に関する情報を独自に収集し評価する (the Intergovernmental

Group has decided to collect and evaluate its own information on all deliveries of oil to South Africa)」目的で開始され、以後政府間グループの中心的な活動とされていた。⁽¹⁸⁰⁾この調査は、一九八九年の開始以降、南アフリカに寄港した石油等の輸送が可能な船舶(タンカー、鉍石及び石油輸送船、石油化学製品等輸送船、液体石油ガス輸送船等)の名称、登録国、船舶を所有する企業及びその国籍、経営する企業及びその国籍、南アフリカへの寄港前後に寄港した場所、南アフリカにおける寄港地及び年月日、搭載可能容量等について、対南アフリカ石油等禁輸監視委員会が行った調査であり、その結果報告された船舶の登録国等に対して当該船舶の行動に関する情報を提供するように要請が行われている。対南アフリカ石油等禁輸監視グループは、一九八九年には過去三年分として四七四件、⁽¹⁸¹⁾一九九〇年には二四六件、一九九一年には二二七件の情報を収集し、⁽¹⁸²⁾これらの船舶に関する情報は政府間グループの報告書において公表されている、しかし、政府間グループによる情報提供の要請に対し国家が行った回答内容は全て公表されているわけではなく、また、政府間グループの調査が終了した事例についても、その理由については詳細に述べられていない。加えて、少数の事例については関連する企業名・国家名を挙げてその問題点を指摘しているが、一般的には個々の事例についての問題点は指摘されていない。

このように、対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループにおける決議の履行監視活動も、国家による履行措置の内容を詳細に検討しておらず、南アフリカに入港する船舶の情報に関しても、その取り扱いについては不十分な点が多いなど、改善が必要な点多々あることは否めない。また、モデル法案にしても、作成後それをどのように活用すべきかという点についてはさらなる考察が必要であろう。しかしながら、「勧告」決議ではあるものの、決議に違反すると考えられる行動の情報収集を自ら行うなど、決議の履行・遵守をさらに促進させようとする活動を行った点は注目に値すると考えられる。

という指摘もあり、課せられた任務に対して制裁委員会が十分に機能することが可能かという点には疑問が残らざるを得ない。

しかしながら、たとえ安保理によって制裁委員会に対し授權が行われたにせよ、また何らかの改善が行われたにせよ、制裁委員会がいわば「期待された」機能を果たしうるか否かは、制裁委員会を構成する国家が、どの程度国連の非軍事的制裁措置や制裁委員会の活動に関心を有しているか否かによって左右されているというのが実状ではないだろうか。例えば、決議の履行監視に関して、制裁委員会は専門的な観点から分析を行っているとは言いがたく、履行違反の情報収集においても、例えば対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループの場合と比較すれば、消極的であると考えられる。また、人道上の物資に対する禁輸適用除外の認定基準の不明瞭性に象徴されるように「政治機関」としての側面が存在すること、加えて、一九九五年以降多少改善はされているものの、審議内容が原則として非公開であったり、活動報告書の内容が質量ともばらつきがあるなど、活動内容が不透明であるのも事実であろう。

さらに、国際連盟の時代には調整委員会とその関連機関が設立されている上、国連の時代においては、一九六八年に対南ローデシア制裁委員会が設置されてから今日で三〇年以上が経過しようとしているが、これまで行われてきた制裁委員会の活動の問題を改善し、今後に反映させていくという姿勢もあまり見られないのではないだろうか。確かに、Oil-Foodのように、一九九六年より開始された活動も存在するのは事実であるが、決議の履行確保などについては対南ローデシア制裁委員会より活動が行われており、これまでの実行が十分に生かされているとは言いがたく、現状ではないだろうか。

このような非軍事的制裁に関連する安保理及び制裁委員会の現状を改善する目的で、例えばデュマ(Dumas, Lloyd Jeff)は、国連の全ての加盟国から構成される「経済制裁及び平和維持理事会(Council on Economic Sanctions and

五 おわりに

国連安保理によって非軍事的制裁措置の発動が決定される際に設置される制裁委員会の機能や役割に対する関心は、非軍事的制裁措置の発動回数が増加するに従って高まっており、冒頭に述べたように、安保理や国連の非軍事的制裁の「強化」ないし「改革」の際にも制裁委員会の強化や改革について言及されている。しかし、これまで述べてきたように制裁委員会はあくまで安保理の補助機関であり、原則として任務内容は安保理決議によって規定されているのが現状である。加えて、時には国家による制裁決議履行措置の報告手続や人道援助物資の認定手続などの諸手続も安保理決議において規定される場合がある。また、制裁委員会は安保理に対して様々な勧告を行う権限を有することはあるものの、安保理が制裁委員会の行った勧告を決議として採択しない場合もある。つまり国際連盟時に設置された調整委員会等と異なり、国連の場合は安保理が国家に対して作用する構造となっており、制裁委員会が国家に対して作用可能な範囲は非常に限定されているのである。別言すれば制裁委員会の活動には、補助機関としての限界があり、その活動の強化ないし拡大には原則として安保理による授権が必要であるというのが現状といえよう。

また、今日、制裁委員会に課される任務は、決議の履行監視に加えて、人道上の配慮に基づく制裁の適用除外に関する任務や、国連憲章第五〇条に基づく国家からの協議要請への対応、追加的な制裁措置や明白な決議違反への対応等に関する勧告など、非常に多岐にわたる場合がある。安保理決議によって規定される個々の制裁委員会の任務内容や履行監視・制裁の適用除外に関する手続は事例ごとに異なる上、制裁委員会に寄せられる情報は時として膨大な量にのぼる場合もあるのも事実である。このような任務の拡大や業務の増加に比して、制裁委員会を担当する事務局の職員数は十分ではない

Peacekeeping)」の設立、及び制裁措置の履行を監視する常設かつ独立した「国連監視機構 (UN Monitoring Organization)」の設立を提案している。⁽¹⁸³⁾ 新たな国連主要機関を設立することは現実には困難であるとも考えられるが、少なくとも、制裁委員会の機能の内、決議の履行監視機能については、専門性及び公平性を確保する目的で、「直接他の主体に規律を及ぼす」権限を有した独立した専門家委員会を設立することが可能ではないだろうか。また、制裁委員会の活動が多岐にわたっている現在、決議の履行監視や人道を目的とする制裁措置の適用除外などの各々の機能別に、制裁委員会を分割して活動を行う、あるいは機能別に委員会を設置するなどの措置も考えられるであろう。

そして、最も重要であるのが、国連の非軍事的制裁における制裁委員会―あるいはそれに代わる機関―の役割の再検討であろう。国家の「意思」のみに依存することなく、活動の透明性を確保しながら、非軍事的制裁措置の策定から履行確保措置までを広範囲に決定するのか、あるいは限定された機能のみを有するのか、機構上「直接他の主体に規律を及ぼす」権限を有するのか、それとも安保理の補助機関として限定された役割を果たしていくのか―つまり、制裁委員会に与えるべき機能と権限を、制裁委員会のこれまでの実行に基づきつつ再検討し、その位置づけを明確化することが、国連の非軍事的制裁の「改革」において重要であると考えられるのである。

(一九九九年一月二二日脱稿)

なお、脱稿後の一九九九年一月一五日に安保理決議一二六七が採択され、アフガニスタン国土の九割を支配するとされるイスラム原理主義勢力タリバーンに対し、一九九九年一月一四日までにケニアやタンザニアの米国大使館爆破事件などの首謀者とされるオサマ・ビン・ラディン氏を「適切な当局 (appropriate authorities)」に引き渡さなければ、タリ

バーン支配地域からの航空機の離発着禁止及びタリバーンの所有する資産の凍結などの制裁措置を発動することが決定された。また、同決議は、制裁決議違反の情報を考察して勧告を行う、制裁決議の市民への影響に関して安保理に定期的に報告を行う、国家より制裁決議の履行に関して提出された情報を検討する、などの任務を有する制裁委員会の設置も決定している。

- (1) 例えば、Cortright, David and Lopez, George, ed., *Economic Sanctions* (Westview: 1995), p. 3, Stremilau, John, *Sharpening International Sanctions: Toward a Stronger Role for the United Nations* (Carnegie Corporation: 1996), pp. 1-6, Weiss, Thomas, et al. (ed.), *Political Gain and Civilian Pain: Humanitarian Impacts of Economic Sanctions* (Rowman & Littlefield: 1997), pp. 3-7などを参照。また、人道的な観点より国連の非軍事的措置に関する「改革」を述べたものとして、米国の学術機関に所属する研究者によつてまとめられた *Toward More Humane and Effective Sanctions Management: Enhancing the Capacity of the United Nations System* (United Nations Department of Humanitarian Affairs: 1997) を参照。

- (2) 大沼保昭「平和憲法」と集団安全保障(二・完)『国際法外交雑誌』第九二巻第二号(一九九三年)五二頁。
- (3) 度々指摘されるように、国連機関によつて発動された非軍事的制裁措置の発動に伴い、その履行を監視する目的などで設置される委員会を「制裁委員会」と称することがあるが、このような委員会の正式名称は、通常「特定決議名」によつて設立された委員会(例えば、対イラク制裁委員会の場合は、The Security Council Committee established by resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait) である。

- (4) *Supplement to An Agenda for Peace*, A/50/60-S/1995/1, paragraphs. 66-67.
- (5) *Ibid.*, paragraph. 69.
- (6) *Ibid.*, paragraph. 75.
- (7) 大沼、前掲論文、五二頁。
- (8) S/1996/700 (26 August 1996), p. 2.

- (9) 対イタリア制裁に際して設置された調整委員会において採択された決議のうち、例えば、「武器、弾薬及び戦争用品の輸出(Arms, Ammunition and Implements of War)」「金融上の措置 (Financial Measures)」に関しては、各国家に対して、事務総長を通じて、講じた措置を調整委員会に報告することを要請している。(原文は、「Each Government is requested to inform the Committee, through the Secretary-General of the League, within the shortest possible time of the measures which it has taken in conformity with the above provisions.」)。後述するように、調整委員会による提案の国家による履行措置については、専門家委員会が「研究」となされているが、履行措置の報告についてはこれを調整委員会に行うよう要請された、と考えられる。(例えば、イタリア製品の輸入、対イタリア輸出禁止、相互支持に関する調整委員会の勧告を各国政府に伝達する事務総長の書簡[C.L. 168.1935]においては、各国政府が講じた国内的措置を、事務総長を通じて調整委員会に報告することを要請している。)
- (10) Conlon, Paul, "Lessons From Iraq: The Functions of the Iraq Sanctions Committee as a Source of Sanctions Implementation Authority and Practice" *Virginia Journal of International Law*, Vol. 35 (1995), p. 663.
- (11) 国際封鎖委員会の設置経緯については、McKercher, J.C., "The League of Nations and the Problem of Collective Security 1919-1939" in *United Nations, The League of Nations — 1920-1946* (United Nations: 1996), pp. 67-68を参照。国際封鎖委員会の審議内容については、A. 28(b). 1921を参照。また、連盟規約第一六条に関する決議や報告書を包括的にまとめたものとして、League of Nations, *Reports and Resolutions on the Subject of Article 16 of the Covenant*, A. 14. 1927.V. (13 June 1927) があげられる。
- (12) 「アビシニア」の用語を用いている文書も数多いが、国際連盟の公式文書では、「エチオピア」の用語が用いられているので、本論文では、「エチオピア」に統一する。
- (13) 国際連盟により発動されたイタリアに対する非軍事的制裁措置に関しては、これまでも数多くの研究がなされているが、調整委員会をはじめとする各種委員会については、Royal Institute of International Affairs, *International Sanctions* (Oxford University Press: 1938), Baer, George W, *Test Case: Italy, Ethiopia, and the League of Nations* (Hoover Institution Press: 1976) 及び海野芳郎「国際連盟の対イタリア経済制裁—イタリア・エチオピア戦争における—」(1974)『外交時報』一四一—一四四号(一九七七年)などがあげられる。その他にも、Daoudi, M.S. and Dajani, M.S., *Economic Sanctions: Ideals and Experience* (Routledge & Kegan Press: 1983), pp. 56-72, Northedge, F.S., *The League of Nations* (Leicester University Press, 1988)

, pp. 221-254, Brown-John, Lloyd C., *Multilateral Sanctions in International Law* (Praeger: 1975), pp. 59-159などに詳しい。また、対イタリア非軍事的制裁措置の国家による履行を研究したものと同一 Highley, Albert E., *The Actions of the States Members of the League of Nations in Application of Sanctions Against Italy, 1935/1936* (Journal de Genève: 1938) があげられる。

- (14) League of Nations Official Journal, November 1935, pp. 1225-1226. この場合、理事会は「イタリアとエチオピアを除く全理事国によって構成された審査委員会の報告書を承認するという形をとったため、規約第一五条第六項の適用により「拒否権」行使の効果を持たなかった」(傍点原文のまま)と指摘される。最上敏樹『国際機構論』(東京大学出版会、一九九六年)四四―四五頁。事実、採決に際しては、当事国は除外されており、報告書が採択された後に当事国が意見を述べている。

- (15) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 137 (1935), p. 32. Recommendation adopted on October 10th, 1935.

- (16) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 137 (1935), p. 32. Recommendation adopted on October 10th, 1935.

- (17) 例えば、国際封鎖委員会は、非軍事的制裁措置が発動される条件、非軍事的制裁措置を発動する義務を有する主体、非軍事的制裁措置が発動される時期及び履行する主体、非軍事的制裁措置の履行方法について考察を行っているが、それは非軍事的制裁措置の「調整」を行う上で生ずる問題点であるとされる。Royal Institute of International Affairs, *op. cit.*, pp. 189-190.

- (18) 海野、前掲論文(一)、二八頁。

- (19) Royal Institute of International Affairs, *op. cit.*, p. 200.

- (20) 海野、前掲論文(一)、二八頁。

- (21) Highley, *The Actions of the States Members of the League of Nations in Application of Sanctions against Italy*, p. 93.

- (22) 研究者によっては、調整委員会は、連盟総会あるいは理事会のどちらの補助機関でもなく、委員会というよりは会議体であるとしている (Baer, *op. cit.*, p. 20, 松原一雄「制裁」) 『国際法外交雑誌』第三五卷(一九三六年)、一一四頁、注7を参照)。また、ハイレイは、連盟公式文書には委員会 (Committee) という用語が使用されているが、会議 (Conference) という用語のほうがよりよくこの組織の法的地位を表している、という理由で会議という用語を用いている (Highley, Albert E., "The First Sanctions Experiment", *Geneva Studies*, Volume 9, No. 4 (1938), p. 11, note 1.)。調整委員会の議事録においても、調整委員会は、結果として、主権国家の代表が、規約違反に対して講じるべき措置の調整を研究する会議であった、という議長の発言がある

(League of Nations, Official Journal, Special Supplement No. 149, p. 56.)。

機構上の不明瞭性の理由として、ブラウン・ジョン (Brown-John, Lloyd) は、連盟総会が、調整委員会の設立を加盟国に対する勧告として行ったことにより、調整委員会の法的地位は明確化されなかった点を挙げるが (Brown-John, *op. cit.*, p. 79.)、ハイレイ (Highley, Albert E.) は、調整委員会の設置が総会に提案された際に、提案者が当該委員会を「(連盟規約) 第一六条の適用に関して加盟国が同時に討議するための会合 (a conference of States Members meeting to consult together with a view to the application of the provisions of Article 16)」と述べた点を挙げつつ (Highley, *The Actions of the States Members of the League of Nations in Application of Sanctions against Italy*, p. 95.)。

(23) 当初この委員会は、小調整委員会 (Little Co-ordination Committee) と称され、一七ヶ国の代表から構成されていたが、後に一八ヶ国の代表で構成されるようになった。League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 145, pp. 13-14.

(24) Bear, *op. cit.*, p. 20.

(25) このうち一六ヶ国は、設置される際に調整委員会議長より指名されている。League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 145, p. 13.

(26) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 145, pp. 13-14.

(27) この分類は、Highley, *The Actions of the States Members of the League of Nations in Application of Sanctions against Italy*, pp. 94-96 に基づく。もともと、例えば経済委員会のように、非軍事的制裁措置の具体的な内容を検討し、且つ追加的な措置を検討したものである。

(28) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 148, p. 7.

(29) これらの提案内容については、League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 150, pp. 2-12 を参照。

(30) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 150, pp. 11-12. もともと、提案一より四までは、"the following measures should be taken..." という文言が使用されているのに対し、提案五は "the Members of the League of Nations will..." という文言が使用されており、提案一から四に対して強制力は弱くなっている (強調は筆者による)。

(31) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 145, p. 28, Special Supplement No. 146, pp. 12-13.

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

- (32) League of Nations Official Journal, Special Supplements No. 147, pp. 19-62, No. 148, pp. 39-80, No. 149, pp. 40-65を参照。
- (33) League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 147, pp. 52-56.
- (34) 履行の履行 (implementation) 及び遵守 (compliance) について Jacobson, Harold and Weiss, Edith, "Strengthening Compliance with International Environmental Accords: Preliminary Observations from a Collaborative Project", *Global Governance*, Vol. 1 (1995), p. 123 に於ける定義 (*Implementation* refers to measures that states take to make international accords effective in their domestic law... *Compliance* refers to whether countries in fact adhere to the provisions of the accord and to the implementing measures that they have instituted.) (強調は原文のキキキ) に基づく。
- (35) Proposal No. III 及び Proposal No. IIIA を参照。
- (36) ハイレーは、調整委員会をはじめとする各種委員会の機能を、準備委員会 (Preparatory Committees) と、監視委員会 (Supervisory Committees) とに分ける。Higley, "The First Sanctions Experiment", pp. 8-9.
- (37) Baer, *op.cit.*, p. 20.
- (38) その理由として、制裁措置を発動すればイタリアが地中海において戦争を開始すると危惧したことや、イタリアのドイツへの接近に対する危機感などが挙げられている。Baer, *ibid.*, p. 20, 宮川眞喜雄『経済制裁』(中央公論社、一九九二年)、四九頁。
- (39) 宮川、前掲書、四九一五〇頁。
- (40) League of Nations, Official Journal, Special Supplement No. 146, pp. 46-47. このうち一八ヶ国委員会が採択された決議は、以下の通りである。
- "In the execution of the mission entrusted to it under the last paragraph of Proposal IV, the Committee of Eighteen submits to Governments the following proposal:
- "It is expedient that the measures of embargo provided for in Proposal IV should be extended to the following articles as soon as the conditions necessary to render this extension effective have been realised:
- "Petroleum and its derivatives, by-products and residues:
- "Pig-iron, iron and steel (including alloy steels), cast, forged, rolled, drawn, stamped or pressed;

“Coal (including anthracite and lignite), coke and their agglomerates, as well as fuels derived therefrom.

“If the replies received by the Committee to the present proposal and the information at its disposal warrant it, the Committee of Eighteen will propose the Governments a date for bringing into force the measures mentioned above.”

この決議文中の“the conditions necessary to render this extension effective have been realised”云々の文言は、米国による対イタリヤ石油禁輸の実施が明確化することを意味する」と指摘されている。しかしながら、当時の米国は、対イタリヤ石油禁輸を実施する意図は持っていなかった。Royal Institute of International Affairs, *op.cit.*, p. 67.

(41) Highley, *The Actions of the States Members of the League of Nations*, p. 140, Northedge, *op.cit.*, pp. 235-236.

(42) Recommendation adopted by the Sixteen Ordinary Session of the Assembly of July 4th, 1936.

(43) この制裁委員会の概要については Bailey, Sydney and Daws, Sam, *The Procedure of the UN Security Council* (Third Edition) (Clarendon Press: 1998), pp. 365-374 を参照。また、個別の事例における制裁委員会の活動については Gowlland-Debbas, Vera, *Collective Responses to Illegal Acts in International Law* (Martinus Nijhoff: 1990), pp. 605-626, Conlon, Paul, “Lessons from Iraq”, Scharf, Michael and Dorosin, Simons, Geoff, *The Scourging of Iraq* (Second Edition) (Macmillan: 1998), pp. 113-122, Koskeniemi, Martti, “Le Comité des Sanctions (créé par résolution 661 [1990] du Conseil de sécurité) *Annuaire Français de Droit International*, Vol. 37 (1991), pp. 119-137, Scharf, Michael and Dorosin, Joshua, “Interpreting UN Sanctions: The Rulings and Role of the Yugoslavia Sanctions Committee”, *Brooklyn Journal of International Law*, Vol. 19 (1993), 等を参照。

(44) もともと「補助機関」の定義自体についての議論があることも事実である。例えば Sarooshi, Danesh, “The Legal Framework of Governing United Nations Subsidiary Organs” *British Yearbook of International Law*, Vol. 67 (1996), pp. 413-478 における議論を参照。

(45) 例えば、南ローデシアに対して非軍事的制裁措置が最初に発動されたのは一九六六年であったが、制裁委員会が設置されたのは一九六八年に対南ローデシア制裁措置が拡大された時であった。また、南アフリカに対する武器等の禁輸に関する制裁委員会を設置されたのも、制裁決議が採択された一カ月後であったし、対リベリア制裁においても、制裁発動後約二年五カ月後に制裁委員会が設置された。

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

- (46) 例えば、対イラク制裁委員会及び対旧ユーゴスラビア制裁委員会の下に、国連憲章第五〇条に基づく要請を審議するためのワーキング・グループが設けられていた。S/AC.25/SR.14 (5 October 1990) and S/AC.25/SR.15 (3 October 1990), reprinted in Bethlehem, D.I. ed. *The Kuwait Crisis: Sanctions and their Economic Consequences*, Part II (Cambridge U.P., 1994) 及び S/Res/843 (1993) 主文二参照。
- (47) カイパー (Kuyper, P.J.) は、対南ローデシア制裁委員会の任務には、国際連盟時に存在した調整委員会のように、具体的な制裁措置の内容を決定する権限は与えられていないと指摘している。Kuyper, P.J., "The Limits of Supervision: The Security Council Watchdog Committee on Rhodesian Sanctions", *Netherlands International Law Review*, Vol. 25 (1978), pp. 159-160.
- (48) Gowlland-Debbas, *op.cit.*, p. 606.
- (49) S/Res/232 (1966) 主文八及び S/Res/418 (1977) 主文六。
- (50) S/Res/1054 (1996) 主文六及び S/Res/1070 (1996) 主文一。
- (51) S/1996/541, S/1994/541/Add.1, S/1996/541/Add.2, S/1996/Add.3, S/1996/940, S/1996/940/Add.1.
- (52) S/1995/234. この覚書においては、制裁委員会の手続を透明化するために、「委員会の会議後プレスリリースを発行する回数」を増加すること、「総会に提出する安保理の年次報告において、制裁委員会の情報をより多く盛り込む」「各委員会において安保理に提出する年次報告を作成する」等の要件について安保理事国が合意した、と述べられている。しかしながら、制裁委員会の会議は非公開であること、会議録の要旨は従来どおり配布されること（つまり一般的な配布はされない）ということも述べられている。
- (53) 例えば、第五二回総会に提出された安保理改革ワーキンググループ (Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters related to the Security Council) の報告書においては、制裁委員会の改善点として、(i) 制裁委員会の機密に關しない会議録の要旨を安保理事国以外の加盟国にも入手可能とすること、(ii) 制裁委員会の任務の明確化や人道援助物資の認定の迅速化、制裁委員会に關する事務局職員の増加、透明性のための手段等を盛り込んだ国連総会決議五一／二四二 Annex II "Question of sanctions imposed by the United Nations" に留意する)と、が提案されている。A/52/47, paragraph 22.

- (54) 中谷は、対南ローデシア制裁委員会が設置された主たる目的として、国家が事務総長に対して提出する制裁決議履行措置の情報が「必ずしも正確なものではなく、それゆえ検証が必要不可欠」であるためとしている。中谷和弘「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」『国家学会雑誌』第一〇一卷第五・六号（一九八八年）、四四七頁。
- (55) 対ソマリア：S/23693, 対ルワンダ：S/1996/202, S/1996/663/Rev. 1 and Add. 1, 対シエラレオネ：S/1998/112.
- (56) S/1999/216.
- (57) S/1998/470, S/1998/608, S/1998/712.
- (58) S/26702 and Add. 1.
- (59) S/1998/728.
- (60) S/13721, paragraphs 15-50 and annex IV を参照。
- (61) 例えば、対ハイチ制裁では、国家の提出した情報に関する事務総長報告書は提出されているものの、制裁委員会の報告書は提出されていない。この要因の一つとして、対ハイチ制裁が制裁委員会の設立後比較的短期間の間に解除されたことが考えられる。
- (62) 例えば、米国議会により、対南ローデシア制裁決議に反する内容の「バード修正法 (U.S.C.A. Title 50, §98-98h)」が可決された際に、制裁委員会による特別報告書の提出及び安保理に対する勧告が行われている。S/10408, S/10508 and Add. 1, S/10593 を参照。
- (63) 中谷、「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」、第一〇一卷第五・六巻、四五〇頁。
- (64) 指摘されるように、必ずしも全ての国連加盟国が事務総長あるいは制裁委員会に対し、国内で講じられた措置を報告しているわけではない。例えば、対南ローデシア制裁の事例について、Govlland-Debas, *op. cit.*, p. 568 を参照。
- (65) 例えば、対南アフリカ制裁委員会が提出した報告書の一つである S/14179 においては、決議の文言（例えば arms and related matériel）の国家による解釈の相違が制裁違反と考えられる事態を引き起こしているとし、国内措置において決議が一律に適用されるよう審議が行われたと記載されている。Paragraphs 41-51 を参照。
- (66) Koskenniemi, *op. cit.*, pp. 125-126.
- (67) S/8945.

- (68) S/9252.
- (69) S/9844.
- (70) また、第四回対南ローデシア制裁委員会の報告書からは、安保理決議の履行に関する項目自体がなくなっている。
- (71) 川崎恭治「国家の国際責任におけるサブ・システム」(一)『修道法学』第一九卷第一号(一九九六年)、一三一頁。また、国際機構(またはその機関)による条約上の義務・基準の履行確保も含め、より幅広く「多边的(多国間) 国際制度による監視・指導行為」(国際コントロール)の機能を分類したものととして、森田章夫「国際コントロール (contrôle international) における機能分化」柳原正治編『内田久司先生古希記念・国際社会の組織化と法』(深山社、一九九六年)二九九―三三二頁を参照。
- (72) 川崎は、「国際機構によるコントロールの目的」に、「国際法上の義務の履行確保」と「国際機構の決議」及び「非法律的合意」の「履行の確保も含まれる」としており、両者を区別していると考えられる。川崎、同上、一三二頁。
- (73) S/14179, paragraph 40.
- (74) S/1999/509.
- (75) S/Res/1237 (1999).
- (76) 例えば、対南ローデシア制裁の事例について、Govlland-Debbas, *op. cit.*, pp. 568-569 を参照。中谷は、履行措置の報告が「必ずしも各加盟国に対して義務的なものではなかった」ため、「統一的な回答様式を強制することは困難であったといえる」と理由づけている。中谷、「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」、第一〇一巻第三・四号、三〇〇頁。
- (77) A/50/322.
- (78) Kuyper, *op. cit.*, p. 174.
- (79) Questionnaire Concerning National Measures Adopted in Implementation of Security Council Resolution 661 (1990), reprinted in Bethlehem, *op. cit.*, pp. 516-517. 対イラク制裁委員会は、「この質問に対する回答を基に、他の制裁委員会の実行に比して詳細な分析を行う予定だったと報告される。Conlon, "Lessons from Iraq", p. 642.
- (80) S/Res/1013 (1995), S/Res/1161 (1998).
- (81) 国際諮問委員会の活動については、S/1996/67, S/1996/195, S/1997/1010, S/1998/63, S/1998/777, S/1998/1096 を参照。

- (82) 対ルワンダ制裁委員会の報告書によれば、決議違反と考えられる情報は一九九五年に一件よせられたものの (S/1996/82, paragraph 12) 、その後情報が寄せられたという記載はない (S/1997/15, S/1997/1028, S/1998/1219 を参照)。また、制裁委員会の情報源は「国家及び組織 (States and organizations)」であるとし、国際諮問委員会によって収集された情報については触れられていない。さらに、一九九八年に提出された報告書において、制裁委員会は、対ルワンダ武器禁輸の監視を強化する目的で、地域及びサブ地域機構 (regional and subregional organizations and bodies) との連絡手段を確立するとしている (S/1998/1219, paragraph 6)。つまり、国際諮問委員会と対ルワンダ制裁委員会は必ずしも積極的に協力しあって制裁決議に違反する事態に関する情報を収集し、それらに対応しているとは考えにくいのである。
- (83) S/10408, S/10580 and Add. 1, S/10593 を参照。
- (84) Steremlau, *op. cit.*, p. 42.
- (85) 例えば、カナダの法人である Space Research Corporation が、オランダ、ドイツに登録されている船舶を使用し、アンティグア、バルセロナを経由して長距離砲弾 (long-range artillery shells) 、砲身 (gun barrels) 及びレーダー追跡システムを南アフリカに対し輸出していたと制裁委員会に情報が提供された際に、約二年後ではあるものの、カナダは調査の後、当該法人に対して罰金を課している。S/13721, paragraphs 17-21 及び S/14179, paragraphs 17.
- (86) McCord, David, "Import Restriction: Repeal of the Byrd Amendment", *Harvard International Law Journal*, Vol. 18 (1977), pp. 713-717.
- (87) 中谷、「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」、第一〇一卷第五・六号、四四九頁。
- (88) このような活動のうち、海上において行われたものについて概説したものとして、Fielding, Lois E., *Maritime Interception and U.N. Sanctions* (Austin & Winfield, 1997) を参照。また、安保公人「国連禁輸の執行と国際法—海上阻止行動の実像—」『新防衛論集』第二二巻第一号 (一九九四年) 四三—六四頁、真山全「日米防衛協力のための指針と船舶の検査」『防衛法研究』第二二号 (一九九八年) 一〇九—一三七頁、檜山千冬「臨検」と「船舶検査」『レファレンス』五七五号 (一九九八年) 九一—一〇〇頁においては、このような「海上阻止行動」の国際法上の地位について論じられている。
- (89) 当初 NATO と WEU は異なる海上地域で別個に活動を行っていたが、一九九三年六月以降 NATO と WEU は共同で国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

Operation Sharp Guard と称される海上阻止行動を行った。Operation Sharp Guard の詳細については、Leurdijk, Dick, *The United Nations and NATO in Former Yugoslavia* (Netherlands Atlantic Commission: 1994), pp. 24-31, を参照。

(90) 一九九三年四月より、ドナウ川沿岸国及びWEU加盟国の税関及び警察官により、船上より Western European Union Danube Mission と称される監視活動が行われた。S/1996/776, paragraph 41 を参照。

(91) EC/EU及びCSCE/OSSCEの協力により、ユーゴスラビア共和国近隣国家に、税関職員を派遣して監視活動を行う Sanctions Assistance Missions (SAMs) と称する活動が展開され、SAMs の活動を調整する Sanctions Assistance Missions Communications Centre (SAMCOMM) が欧州委員会の下に設置された。また、制裁の履行を促進する目的で、制裁調整官 (EC/CSCE, EU/OSCE Sanctions Coordinator) が設置された。Ibid., paragraphs 32-38.

(92) これらの事例に加えて、南ローデシアに対する禁輸が安保理決議二二二一によって「勧告」された際に、英国海軍がベイラ港周辺で会場阻止活動を行った。しかし、この事例は安保理によって「勧告」された事例であるので、ここでの事例には加えていない。

(93) S/1997/895, Appendix, paragraphs 40-41. なお、ECOMOG の設立経緯及び活動については、落合雄彦「西アフリカの安全保障とECOWAS」『月刊アフリカ』Vol. 39, No. 4 (一九九九年) 四一九頁を参照。

(94) 例えば、対イラク海上阻止行動として、一九九七年一月一八日までに、ペルシャ湾岸等に展開する多国籍軍は、二四三〇〇以上の質問を行い、一〇九〇〇以上の乗船を行い、六三四隻の船舶に針路変更を要請した。S/1998/1239, paragraph 74. また、対旧ユーゴスラビア制裁に対する海上阻止行動においても、「一九九三年六月中旬までに、二二、〇〇〇隻をこえる船舶が監視対象となり、内八〇三隻に停船を要求し、さらにその内一七六隻を針路変更させた」と報告される。真山、前掲論文、一一〇頁。

(95) S/Res/1161 (1998) 正文一。

(96) もっとも、対旧ユーゴスラビア制裁に関連する海上阻止行動は、安保理決議の採択前と採択後では多少異なっている。当初 NATO と WEU は別個に Operation Maritime Monitor と Sharp Vigilance という別個の作戦を展開していたが、安保理決議八二〇が採択されたことにより、NATO にとって「域外」にあたる海域における作戦が可能になったことから、両機構が合同で Operation Sharp Guard を行うことが可能になったと指摘される。吉崎、前掲論文、六六一―六七頁。

- (97) The Alliance's New Strategic Concept, agreed by the Heads of States and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Role on 7th-8th, November 1991.
- (98) 佐瀬昌盛「NATOの新しい役割」『新防衛論集』(一九九三年)三二—三五頁。また、North Atlantic Treaty Organization, *The NATO Handbook* (NATO Office of Information and Press: 1998), pp. 27-29, pp. 113-120 及び吉岡知典「NATO域外問題としてのボスニア紛争」『外交時報』(一九九五年)六一—七七頁においても、「新防衛戦略」の採択と旧ユーゴスラビアに関連するNATOの活動について記述されている。
- (99) S/1999/161, paragraph 6.
- (100) SC/6648 (25 February 1999).
- (101) ここでいう「国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置」とは、「国家が、国連をはじめとする国際組織の決定や勧告に基づくとなく、自らの判断に基づいて、輸出入禁止・航空機乗入禁止・資産凍結等の非軍事的制裁措置を、国際違法行為を犯した他の国家への反応として選択するという現象」である。中谷和弘「国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置」『国際法外交雑誌』第八九卷第三・四号(一九九〇年)二五三頁。
- (102) 例えば、米国による対キューバ制裁がキューバ市民に対して「逆効果 (adverse effects)」を及ぼしていることを一因として、第四六回国連総会以降「米国による対キューバ経済、通商、及び金融封鎖終了の必要性 (Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba)」が議題として審議されている。現時点で採択されている最新の決議は、A/Res/53/4である。また、国連人権委員会においても、「人権と一方的強制措置 (Human rights and unilateral coercive measures)」が議題として審議されている。現時点で採択されている最新の決議は、E/CN.4/Res/1999/21 である。
- (103) この点に関しては、中谷、「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」第一〇〇巻第一一・一二号、九一三—九五九頁において、詳細な検討が行われている。
- (104) 例えば、Weiss, Thomas G., et al., *Political Gain and Civilian Pain: Humanitarian Impacts of Economic Sanctions* (Rowman & Littlefield, 1997) を参照。

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

- (105) 例えば、United Nations Department of Humanitarian Affairs, *op.cit.* を参照。
- (106) Annual Report of the Secretary-General on the Work of the Organization (1998), A/53/1, paragraph 63.
- (107) Bailey and Daws, *op.cit.*, p. 366.
- (108) もっとも、実際に該当する医薬品及び医療物資の輸出が行われる場合は、制裁委員会に通告を行う場合もある。S/1996/700, paragraph 40.
- (109) S/Res/687 (1991) 主文二〇、S/Res/760 (1992), S/Res/1127 (1997) 主文五など。また、ルワンダに対し、武器等の輸出を行う場合は、対ルワンダ制裁委員会に対し通告を行うことが安保理で決定されている。S/Res/1011 (1995) 主文一一。
- (110) S/Res/687 (1991) 主文二〇及び S/Res/757 (1992) 主文四(イ)。
- (111) 決議により文言は異なっているが、実質的には制裁委員会が国家からの申請を審議し、人道的なものであるか判断することと解せられる。
- (112) S/1998/1239, paragraph 42.
- (113) S/1996/946, paragraph 7.
- (114) Conlon, "Lessons from Iraq", p. 651.
- (115) Conlon, *ibid.*, p. 641.
- (116) 例えば、Simons, *op.cit.*, pp. 113-122 を参照。
- (117) Simons, *ibid.*, p. 115.
- (118) Scharf and Dorosin, *op.cit.*, p. 784.
- (119) 例えば、千田は、対旧ユーゴスラビア制裁委員会においては、「アメリカやイスラム諸国が事務的に時間を引き伸ばし」たため「許可」には「三ヶ月半から半年間もかかった」場合もあったと述べる。千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』(勁草書房、一九九九年) 一三四頁。
- (120) S/1996/700, paragraph 43.
- (121) 例えば、S/22328 (WHO/UNICEF Special Mission to Iraq), S/22799, Dréze, Jean and Gazdar, Haris, "Hunger and Poverty in

Iraq, 1991" *World Development*, Vol. 20 (1992), pp. 921-945 等を参照。

- (122) S/Res/706 (1991).
- (123) S/1996/356. この覚書によれば、分配計画はイラク政府が作成し、国連事務総長の認可を得た後に、制裁委員会に提出される。
- (124) S/1996/636, paragraphs 1-25.
- (125) S/1998/1239, paragraph 12.
- (126) 酒井啓子編『イラク・フセイン体制の現状』（アジア経済研究所、一九九八年）三九頁。
- (127) S/1996/636, paragraphs 26-40.
- (128) SC/6368 (15 May 1997).
- (129) S/Res/1143 (1997), 主文九。
- (130) S/1998/92, Annex.
- (131) S/1998/336, Appendix.
- (132) S/1998/92, Annex.
- (133) S/1998/90, paragraph 58.
- (134) S/1999/48, paragraph 122.
- (135) Letter from the Secretary-General and report on Iraq's oil industry, 8 July 1999.
- (136) 酒井、前掲書、三七頁。
- (137) Letter from the Secretary-General and report on Iraq's oil industry, Annex, paragraph 26.
- (138) 例えば酒井は、Oil-for-Food による対イラク制裁の「部分解除の停止はイラク側に打撃を与えるよりも国連、および欧米企業に与えるダメージのほうが大きい。…部分解除によってイラク経済が大幅に改善したというわけではなく、停止措置がとられても幻滅感からくる突発的な対政府不満の高まりはそれほど考慮されえない。…むしろ部分解除停止で被害が最も大きいのは国連であり、国連のイラク国内の活動費が充填される財源を失う結果となる。」と指摘する。酒井、前掲書、九〇―九一頁。
- (139) A/47/277-S/24111, paragraph 41.

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割（吉村）

- (140) S/7781, Annex II 及び S/7720.
- (141) SCOR, 28th Year, 1692nd Meeting, paragraphs 63-70.
- (142) S/12009, SCOR, 31st Year, 1890th Meeting, paragraphs 20-31.
- (143) S/8786, Annex II.
- (144) S/Res/327 (1973). また、調査団によって提出された報告書は、S/10896/Rev. 1 を参照。
- (145) S/Res/329 (1973).
- (146) S/Res/386 (1976).
- (147) E/5812 and Add. 1, E/5872/Rev. 1, A/31/266, A/32/96, A/32/268-S/12413, A/33/173 等を参照。
- (148) S/Res/403 (1977) 及び S/12307 を参照。
- (149) 例えば、ボツワナ経済は、実質的に南ローデシアにより所有・運営されている鉄道に依存しており、当該鉄道が走行しなくなれば、ボツワナ経済に大きな影響を及ぼすと指摘されている。S/12307, paragraphs 86-95.
- (150) S/Res/406 (1977).
- (151) A/48/573-S/26705, paragraph 24.
- (152) A/48/573-S/26705, paragraph 38.
- (153) この決議の文句は“Confirms that the Committee established pursuant to resolution 724 (1991) is entrusted with the task of examining requests for assistance under the provisions of Article 50 of the Charter of the United Nations;” 及び同文である。
- (154) S/21786.
- (155) S/21938.
- (156) S/22021, S/22021/Add. 1, S/22021/Add. 2, S/26040, S/26040/Add. 1, S/26040/Add. 2 を参照。
- (157) S/22382.
- (158) S/22548.
- (159) A/48/239.

- (160) A/Res/48/210, A/Res/49/21A, A/Res/50/58E.
- (161) S/Res/748 (1992) 主文九(土)。
- (162) S/23939及びS/24448.
- (163) A/48/573-S/26705, paragraph 51.
- (164) 当該委員会における審議内容については、A/50/33, A/51/33, A/52/33, A/53/33を参照。
- (165) 中谷は、ポルトガルのように、「国連の政策に真つ向うから反対し加盟国としての義務を履行しない国は、憲章第二条五項に明白に違反するため、クリーンハンドの原則によつて、そもそも第五〇条の協議権を有しないと解せられ、それゆえ国連による援助は必要ない。そればかりか、これらの国に対する援助は、制裁回避を助長させ制裁の実効性を害する方向に働くため有害ですらある」と述べる。中谷、「経済制裁の国際法上の機能とその合法性」第一〇一卷第五・六号、四五七―四五八頁。
- (166) A/48/573-S/26705, paragraphs 70-81.
- (167) *Ibid.*, paragraph 91.
- (168) A/50/361, paragraphs 39-80.
- (169) ここでいう「他の主体」への「作用」とは、国際機構が「その活動を通じて」国家や国内の私人・団体、あるいは他の国際機構といった「他の主体」に「規律を及ぼす」ことを意味する。この概念は、横田洋三「国際組織の法構造―機能的統合説の限界」『国際法外交雑誌』第七七巻（一九七九年）五八四―五八九頁による。
- (170) S/Res/333 (1973), S/Res/388 (1976), S/Res/409 (1977), S/Res/1229 (1999)を参照。
- (171) S/1996/1077, paragraph 8.
- (172) S/1996/72, S/1996/1077, S/1997/1077を参照。
- (173) S/12450. この勧告は、南ローデシアに対する追加的な制裁措置の検討を要請する安保理決議に対応して行われたものであったが、制裁委員会においては、「国連憲章第四一条に規定される措置を優先的に考察する、イギリスによる情報提供を要請する（ソビエト連邦による提案）」「子会社に対しても規制を適用する（インドによる提案）」「多国籍企業委員会に対し、南ローデシアとの取引を継続する多国籍企業に対する注意を喚起する、南アフリカに対する強制的制裁（リビアによる提案）」等の提案がな
- 国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割（吉村）

された。

(174) Gowland-Debbas, *op. cit.*, pp. 437-444.

(175) もっとも、総会や安保理の勧告のように、「法的拘束力」を有しない決議に基づく非軍事的制裁措置の国際法上の効果については学説によって異なる見解が示されている。例えば、フィッツモーリス (Fitzmaurice, Gerald) は、総会決議と条約上「既に存在する義務 (pre-existing obligation)」では、「既に存在する義務」が法律上優先すると述べる。Fitzmaurice, Gerald, "The Law and Procedure of the International Court of Justice", *British Yearbook of International Law*, Vol. 34 (1958), p. 5. また、ハウエット (Bowett, Derek) は、総会による「経済的強制 (economic coercion)」の権限は「議論の余地がある (arguable)」としながらも、もし経済的措置が強制的であれば、それは自動的に安保理の権限範囲内となるため、総会決議に基づく国家の行動はこのような場合「正当化される (unjustifiable)」とする。Bowett, Derek, "International Law and Economic Coercion", *Virginia Journal of International Law*, Vol. 16 (1976), pp. 252-253. その一方で、安保理決議二二二の如く法的拘束力を有しない決議に基づく国家の行動であっても、合法とされる場合もあるとする説もある。Frowein, Jochen, "The Internal and External Effects of Resolutions by International Organizations", *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 49 (1989), pp. 785-787. また、国際法委員会においては、ンジエンガ (Njenga) 委員が、非軍事的制裁に関する国連の勧告決議に基づく国家の行動は、それが他の条約上の義務違反であっても、十分に法律上の弁護 (adequate legal defense) が可能である旨の発言を行っている。
Yearbook of the International Law Commission, Vol. 1 (1979), p. 58.

(176) A/43/44-S/20249, paragraphs 1-2.

(177) A/43/44-S/20249, pp. 7-9 及び Annex I を参照。

(178) A/Res/45/176F.

(179) A/43/44-S/20249, paragraph 39.

(180) A/44/44-S/20926, paragraph 39.

(181) A/45/43-S/21946, paragraph 20.

(182) A/46/44-S/23126, paragraph 31.

(23) Dumas, Lloyd (Jeff), "A Proposal for a New United Nations Council on Economic Sanctions", in Cortright and Lopez, *op. cit.*, pp. 191-196.

付録 1 (対イタリア制裁：調整委員会)

Dispute between Ethiopia and Italy: Co-ordination of Measures under Article 16 of the Covenant

The Assembly,

Having taken cognisance of the opinions expressed by the member of the Council at the Council's meeting of October 7th, 1935;

Taking into consideration the obligations which rest upon the Members of the League of Nations in virtue of Article 16 of the Covenant and the desirability of co-ordination of the measures which they may severally contemplate:

Recommends that Members of the League of Nations, other than parties, should set up a Committee, composed of one delegate, assisted by experts, for each Member, to consider and facilitate the co-ordination of such measures and, if necessary, to draw the attention of the Council or the Assembly to the situation requiring to be examined by them.

(Recommendation adopted on October 10th, 1935 [afternoon].)

付録 2. 1 (対南ローデシア制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of the provisional rules of procedure of the Security Council, a Committee of the Security Council to undertake the following tasks and to report to it with its observations:

- (a) To examine such reports on the implementation of the present resolution as are submitted by the Secretary-General;
- (b) To seek from any States Members of the United Nations or of the specialized agencies such further information regarding the trade of that State (including information regarding the commodities and products exempted from the prohibition contained in operative paragraph 3(d) above) or regarding any activities by any nationals of that State or in its territories that may constitute an evasion of the measures decided

upon in this resolution as it may consider necessary for the proper discharge of its duty to report to the Security Council; [S/Res/253 (1968), Paragraph 20]

Decides that the Committee of the Security Council established in pursuance of resolution 253 (1968), in accordance with rule 28 of the provisional rules of procedure of the Council, shall be entrusted with the responsibility of :

(a) Examining such reports on the implementation of the present resolution as will be submitted by the Secretary-General;

(b) Seeking from Member States such further information regarding the effective implementation of the provisions laid down in the present resolution as it may consider necessary for the proper discharge of its duty to report to the Security Council;

(c) Studying ways and means by which Member States could carry out more effectively the decisions of the Security Council regarding sanctions against the illegal régime of Southern Rhodesia and making recommendation to the Council; [S/Res/277 (1970), Paragraph 21]

Requests the Committee established in pursuance of Security Council resolution 253 (1968) to meet, as a matter of urgency, to consider ways and means by which the implementation of sanctions may be ensured and to submit to the Council, not later than 15 April 1972, a report contained recommendations in this respect, including any suggestions that the Committee might wish to make concerning its terms of reference and any other measures designed to ensure the effectiveness of its work; [S/Res/314 (1972), Paragraph 6]

Requests the Security Council Committee established in pursuance of resolution 253 (1968) concerning the question of Southern Rhodesia to undertake, as a matter of urgency, consideration of the type of action which could be taken in view of the open and persistent refusal of South Africa and Portugal to implement sanctions against the illegal régime in Southern Rhodesia (Zimbabwe) and to report to the Council not later than 31 January 1973;

Further requests the Committee to examine and submit a report to the Security Council not later than 31 January 1973 on all proposals and suggestions made at the 1663rd to 1666th meetings of the Council for extending the scope and improving the effectiveness of sanctions against Southern Rhodesia (Zimbabwe); [S/Res/320 (1972), Paragraphs 4, 5]

Calls upon States to inform the Committee established in pursuance of resolution 253 (1968) on their present sources of supply and quantities of chrome, asbestos, nickel, pig iron, tobacco, meat and sugar, together with the quantities of these goods they obtained from

Southern Rhodesia before the application of sanctions. [S/Res/333 (1973), Paragraph 8]

... *requests* the Security Council Committee established in pursuance of resolution 253 (1968) concerning the question of Southern Rhodesia to examine, in addition to its other functions the application of further measures under Article 41 and to report to the Council thereon as soon as possible. [S/Res/409 (1977), Paragraph 31]

Requests the Security Council Committee established in pursuance of resolution 253 (1968) concerning the question of Southern Rhodesia to meet immediately to consider measures for strengthening and widening the sanctions against Southern Rhodesia and to submit its proposals not later than 23 March 1979; [S/Res/445 (1979), Paragraph 8]

付録2.2 (対南アフリカ制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) To examine the report on the progress of the implementation of resolution 418 (1977) which will be submitted by the Secretary-General;

(b) To study ways and means by which the mandatory arms embargo could be made more effective against South Africa and to make recommendations to the Council;

(c) To seek from all States to co-operate fully with the Committee in regard to the fulfillment of its tasks concerning the effective implementation of the provisions of resolution 418 (1977) and to supply such information as may be sought by the Committee in pursuance of the present resolution; [S/Res/421 (1977), Paragraph 1]

Requests the Security Council Committee established by resolution 421 (1977) concerning the question of South Africa, in pursuance of resolution 418 (1977), to redouble its efforts to secure full implementation of the arms embargo against South Africa by recommending by 15 September 1980 measures to close all loop-holes in the arms embargo, reinforce and make it more comprehensive; [S/Res/473 (1980),

Paragraph 11]

Requests the Secretary-General to report to the Security Council Committee established by resolution 421 (1977) concerning the question of South Africa on the progress of the implementation of the present resolution before 31 December 1985. [S/Res/558 (1984), Paragraph 4]

付録2.3 (対イラク制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of the provisional rules of procedure of the Security Council, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) To examine the reports on the progress of the implementation of the present resolution which will be submitted by the Secretary-General;

(b) To seek from all States further information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the provisions laid down in the present resolution; [S/Res/661 (1990), Paragraph 6]

Decides that in order to make the necessary determination whether or not for the purposes of paragraph 3(c) and paragraph 4 of resolution 661 (1990) humanitarian circumstances have arisen, the Security Council Committee established by resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait shall keep the situation regarding foodstuffs in Iraq and Kuwait under constant review;

Requests, for the purpose of paragraphs 1 and 2 above, that the Secretary-General seek urgently, and on a continuing basis, information from relevant United Nations and other appropriate humanitarian agencies and all other sources on the availability of food in Iraq and Kuwait, such information to be communicated by the Secretary-General to the Committee regularly;

Decides that if the Committee, after receiving the reports from the Secretary-General, determines that circumstances have arisen in which there is an urgent humanitarian need to supply foodstuffs to Iraq or Kuwait in order to relieve human suffering, it will report promptly

to the Council its decision as to how such need should be met;

Directs the Committee that in formulating decisions it should bear in mind that foodstuffs should be provided through the United Nations in co-operation with the International Committee of the Red Cross or other appropriate humanitarian agencies and distributed by them or under their supervision in order to ensure that they reach intended beneficiaries; [S/Res/666 (1990), Paragraphs 1, 3, 5, 6]

Entrusts the Committee established under resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait with the task of examining requests for assistance under the provisions of Article 50 of the Charter of the United Nations and making recommendations to the President of the Security Council for appropriate action. [S/Res/669 (1990)]

Decides that all States, ...shall deny permission to any aircraft to take off from their territory if the aircraft would carry any cargo to or from Iraq or Kuwait other than food in humanitarian circumstances, subject to authorization by the Council or the Committee established by resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait and in accordance with resolution 666 (1990), ...

Decides also that all States shall deny permission to any aircraft designated to land in Iraq or Kuwait, whatever its State of registration, to overfly its territory unless:...

(b) The particular flight has been approved by the Security Council Committee;...

Reminds all states of their obligations under resolution 661 (1990) with regard to the freezing of Iraqi assets, and the protection of the assets of the legitimate Government of Kuwait and its agencies, located within their territory and to report to the Security Council Committee regarding those assets;

Further calls upon all States to provide to the Security Council Committee information regarding the action taken by them to implement the provisions laid down in the present resolution; [S/Res/670 (1990), Paragraphs 3, 4, 9, 10]

Decides, effective immediately, that the prohibitions against the sale or supply to Iraq of commodities or products, other than medicine and health supplies, and prohibitions against financial transactions related thereto contained in resolution 661 (1990) shall not apply to foodstuffs notified to the Security Council Committee established by resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait or, with the approval of that Committee, under the simplified and accelerated "no-objection" procedure, to materials and supplies for essential

civilian needs as identified in the report of the Secretary-General dated 20 March 1991, and in any further findings of humanitarian need by the Committee; [S/Res/687 (1991), Paragraph 20]

Entrusts the Committee established under resolution 661 (1990) concerning the situation between Iraq and Kuwait with the responsibility, under the Guidelines, for monitoring the prohibitions against the sale or supply of arms to Iraq and related sanctions established in paragraph 24 of resolution 687 (1991); [S/Res/700 (1991), Paragraph 5]

Requests the Committee established under resolution 661 (1990), the Special Commission and the Director General of the International Atomic Energy Agency to develop in cooperation a mechanism for monitoring any future sales or supplies by other countries to Iraq of items relevant to the implementation of section C of resolution 687 (1991) and other relevant resolutions, including the present resolution and the plans approved hereunder; [S/Res/715 (1991), Paragraph 7]

Authorizes States, notwithstanding the provisions of paragraphs 3 (a), 3 (b) and 4 of resolution 661 (1990) and subsequent relevant resolutions, to permit the import of petroleum and petroleum products originating in Iraq, including financial and other essential transactions directly relating thereto, sufficient to produce a sum not exceeding a total of one billion United States dollars every 90 days for the purposes set out in this resolution and subject to the following conditions:

(a) Approval by the Committee established by resolution 661 (1990), in order to ensure the transparency of each transaction and its conformity with the other provisions of this resolution, after submission of an application by the State concerned, endorsed by the Government of Iraq, for each proposed purchase of Iraqi petroleum and petroleum products, including details of the purchase price at fair market value, the export route, the opening of a letter of credit payable to the escrow account to be established by the Secretary-General for the purposes of this resolution, and of any other directly related financial or other essential transaction;

(b) Payment of the full amount of each purchase of Iraqi petroleum and petroleum products directly by the purchaser in the State concerned into the escrow account to be established by the Secretary-General for the purposes of this resolution;

Directs the Committee established by resolution 661 (1990) to monitor the sale of petroleum and petroleum products to be exported by Iraq via the Kirkuk-Yumurtalik pipeline from Iraq to Turkey and from the Mina al-Bakr oil terminal, with the assistance of independent

inspection agents appointed by the Secretary-General, who will keep the Committee informed of the amount of petroleum and petroleum products exported from Iraq after the date of entry into force of paragraph 1 of this resolution, and will verify that the purchase price of the petroleum and petroleum products is reasonable in the light of prevailing market conditions, and that, for the purposes of the arrangements set out in this resolution, the larger share of the petroleum and petroleum products is shipped via the Kirkuk-Yumurtalik pipeline and the remainder is exported from the Mina al-Bakr oil terminal;

Authorizes States to permit, notwithstanding the provisions of paragraph 3 (c) of resolution 661 (1990):

(a) The export to Iraq of the parts and equipment which are essential for the safe operation of the Kirkuk-Yumurtalik pipeline system in Iraq, subject to the prior approval by the Committee established by resolution 661 (1990) of each export contract;

Requests the Committee established by resolution 661 (1990), in close coordination with the Secretary-General, to develop expedited procedures as necessary to implement the arrangements in paragraphs 1, 2, 6, 8, 9 and 10 of this resolution and to report to the Council 90 days after the date of entry into force of paragraph 1 above and again prior to the end of the initial 180 day period on the implementation of those arrangements; [S/Res/986 (1995), Paragraphs 1, 6, 9, 12]

Approves also the general principles to be followed in implementing the monitoring mechanism contained in the letter of 17 July 1995 from the Chairman of the Special Commission to the Chairman of the Committee established under resolution 661 (1990) which is contained in annex II of the aforementioned letter of 7 December 1995 (S/1995/1017);

Decides also that the Committee established under resolution 661 (1990) and the Special Commission shall carry out the functions assigned to them under the mechanism, until the Council decides otherwise; [S/Res/1051 (1996), Paragraphs 2, 10]

Requests the Committee established by resolution 661 (1990), in close coordination with the Secretary-General, to report to the Council 90 days after the date of entry into force of paragraph 1 above and again prior to the end of the 180 day period on the implementation of the arrangements in paragraphs 1, 2, 6, 8, 9 and 10 of resolution 986 (1995); [S/Res/1111 (1997), Paragraph 4]

Decides, in accordance with paragraph 6 of resolution 1134 (1997), that States shall without delay prevent the entry into or transit through their territories of all Iraqi officials and members of the Iraqi armed forces who were responsible for or participated in the instances

of non-compliance detailed in paragraph 1 above, provided that the entry of a person into a particular State on a specified date may be authorized by the Committee established by resolution 661 (1990) of 6 August 1990, and provided that nothing in this paragraph shall oblige a State to refuse entry into its own territory to its own nationals, or to persons carrying out bona fide diplomatic assignments, or missions approved by the Committee established by resolution 661 (1990);

Decides also, in accordance with paragraph 7 of resolution 1134 (1997), to designate in consultation with the Special Commission a list of individuals whose entry or transit will be prevented under the provisions of paragraph 4 above, and requests the Committee established by resolution 661 (1990) to develop guidelines and procedures as appropriate for the implementation of the measures set out in paragraph 4 above, and to transmit copies of these guidelines and procedures, as well as a list of the individuals designated, to all Member States; [S/Res/ 1137 (1997), Paragraphs 4, 5]

Directs the Committee established by resolution 661 (1990) to authorize, on the basis of specific requests, reasonable expenses related to the Hajj pilgrimage, to be met by funds in the escrow account;

Requests the Committee established by resolution 661 (1990), in coordination with the Secretary-General, to report to the Council 90 days after the entry into force of paragraph 1 above and again prior to the end of the 180-day period on the implementation of the arrangements in paragraphs 1, 2, 6, 8, 9 and 10 of resolution 986 (1995);

Requests further the Committee established by resolution 661 (1990) to implement the measures and take action on the steps referred to in its report of 30 January 1998, with regard to the refining and clarifying of its working procedures, to consider the relevant observations and recommendations referred to in the report of the Secretary-General of 1 February 1998 in particular with a view to reducing to the extent possible the delay between the export of petroleum and petroleum products from Iraq and the supply of goods to Iraq in accordance with this resolution, to report to the Council by 31 March 1998 and thereafter to continue to review its procedures whenever necessary; [S/Res/ 1153 (1998), Paragraphs 3, 14, 15]

Requests the Committee established by resolution 661 (1990), or a panel of experts appointed by that Committee for this purpose, to approve contracts for the parts and equipment referred to in paragraph 1 above according to lists of parts and equipment approved by that

Committee for each individual project; [S/Res/ 1175 (1998), Paragraph 2]

付録2.4 (対旧ユーゴスラビア制裁委員会主要任務内容)

The Security Council.

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its Provisional Rules of Procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

- (i) To examine the reports submitted pursuant to sub-paragraph (a) above;
- (ii) To seek from all States further information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the embargo imposed by paragraph 6 of resolution 713 (1991);
- (iii) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the embargo, and in that context to make recommendations to the Council on ways of increasing effectiveness of the embargo;
- (iv) To recommend appropriate measures in response to violations of the general and complete embargo on all deliveries of weapons and military equipment to Yugoslavia and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States; [S/Res/ 724 (1991), Paragraph 5]

Decides that all States shall prevent...

- (c) The sale or supply by their nationals or from their territories using their flag vessels or aircraft of any commodities or products, whether or not originating in their territories, but not including supplies intended strictly for medical purposes and foodstuffs notified to the Committee established pursuant to resolution 724 (991), to any person or body in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) or to any person or body for the purposes of any business carried on in or operated from the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), and any activities by their nationals or in their territories which promote or are calculated to promote such sale or supply of such commodities or products;

Decides that the prohibitions in paragraphs 4 and 5 above shall not apply to the trans-shipment through the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) of commodities and products originating outside the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) and temporarily present in the territory of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) only for the purpose of such trans-shipment, in accordance with guidelines approved by the Committee established by resolution 724 (1991);

Decides that all States shall:

(a) Deny permission to any aircraft to take off from, land in or overfly their territory if it is destined to land in or had taken off from the territory of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), unless the particular flight has been approved, for humanitarian or other purposes consistent with the relevant resolutions of the Council, by the Committee established by resolution 724 (1991);

Decides that the Committee established by resolution 724 (1991) shall undertake the following tasks additional to those in respect of the arms embargo established by resolutions 713 (1991) and 727 (1992):

(a) To examine the reports submitted pursuant to paragraph 12 above;

(b) To seek from all States further information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the measures imposed by paragraphs 4 to 9 above;

(c) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the measures imposed by paragraphs 4 to 9 above and, in that context, to make recommendations to the Council on ways to increase their effectiveness;

(d) To recommend appropriate measures in response to violations of the measures imposed by paragraphs 4 to 9 above and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States;

(e) To consider and approve the guidelines referred to in paragraph 6 above;

(f) To consider and decide upon expeditiously any applications for the approval of flights for humanitarian or other purposes consistent with the relevant resolutions of the Council in accordance with paragraph 7 above; [S/Res/757 (1992), Paragraphs 4, 6, 7, 13]

Decides that the prohibitions in paragraph 4 (c) of resolution 757 (1992) concerning the sale or supply to the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) of commodities or products, other than medical supplies and foodstuffs, and the prohibition against

financial transactions related thereto, contained in resolution 757 (1992) shall not apply, with the approval of the Committee established by resolution 724 (1991) under the simplified and accelerated "no objection" procedure, to commodities and products for essential humanitarian need. [S/Res/760 (1992)]

Decides, acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations, in order to ensure that commodities and products transhipped through the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) are not diverted in violation of resolution 757 (1992), to prohibit the transshipment of crude oil, petroleum products, coal, energy-related equipment, iron, steel, other metals, chemicals, rubber, tyres, vehicles, aircraft and motors of all types unless such transshipment is specifically authorized on a case-by-case basis by the Committee established by resolution 724 (1991) under its no-objection procedure; [S/Res/787 (1992), Paragraph 9]

Decides that transshipment of commodities and products through the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) on the Danube shall be permitted only if specifically authorized by the Committee established by resolution 724 (1991) and that each vessel so authorized must be subject to effective monitoring while passing along the Danube between Vidin/Calafat and Mohacs;

Requests the Committee established by resolution 724 (1991) to make periodic reports to the Security Council on information submitted to the Committee regarding alleged violations of the relevant resolutions, identifying where possible persons or entities, including vessels, reported to be engaged in such violations;

Decides that States in which there are funds, including any funds derived from property, (a) of the authorities in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), or (b) of commercial, industrial or public utility undertakings in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), or (c) controlled directly or indirectly by such authorities or undertakings or by entities, wherever located or organized, owned or controlled by such authorities or undertakings, shall require all persons and entities within their own territories holding such funds to freeze them to ensure that they are not made available directly or indirectly to or for the benefit of the authorities in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) or to any commercial, industrial or public utility undertaking in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), and calls on all States to report to the Committee established by resolution 724 (1991) on actions taken pursuant to this paragraph;

Decides to prohibit the transport of all commodities and products across the land borders or to or from the ports of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), the only exceptions being:

(a) The importation of medical supplies and foodstuffs into the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) as provided for in resolution 757 (1992), in which connection the Committee established by resolution 724 (1991) will draw up rules for monitoring to ensure full compliance with this and other relevant resolutions;

(b) The importation of other essential humanitarian supplies into the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), approved on a case-by-case basis under the no-objection procedure by the Committee established by resolution 724 (1991);

(c) Strictly limited transshipment through the territory of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), when authorized on an exceptional basis by the Committee established by resolution 724 (1991), provided that nothing in this paragraph shall affect transshipment on the Danube in accordance with paragraph 15 above;

Decides that each State neighbouring the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) shall prevent the passage of all freight vehicles and rolling stock onto or out of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), except at a strictly limited number of road and rail border crossing points, the location of which shall be notified by each neighbouring State to the Committee established by resolution 724 (1991) and approved by the Committee;

Decides to prohibit the provision of services, both financial and non-financial, to any person or body for purposes of any business carried on in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) the only exceptions being telecommunications, postal services, legal services consistent with resolution 757 (1992) and, as approved, on a case-by-case basis by the Committee established by resolution 724 (1991), services whose supply may be necessary for humanitarian or other exceptional purposes;

Decides to prohibit all commercial maritime traffic from entering the territorial sea of the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) except when authorized on a case-by-case basis by the Committee established by resolution 724 (1991) or in case of force majeure; [S/Res/820 1993], Paragraphs 15, 18, 21, 22, 23, 27, 28]

Confirms that the Committee established pursuant to resolution 724 (1991) is entrusted with the task of examining requests for

assistance under the provisions of Article 50 of the Charter of the United Nations; [S/Res/843 (1993), Paragraph 1]

Decides that States shall prevent

(i) economic activities carried on, after the date of adoption of this resolution, within their territories by any entity, wherever incorporated or constituted, which is owned or controlled, directly or indirectly, by:

(a) any person in, or resident in, or any entity, including any commercial, industrial or public utility undertaking, in those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces, or

(b) any entity incorporated in or constituted under the law of those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces, as well as

(ii) economic activities carried on, after the date of adoption of this resolution, within their territories, by any person or entity, including those identified by States for the purpose of this resolution, found to be acting for or on behalf of and to the benefit of any entity, including any commercial, industrial or public utility undertaking in those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces, or any entity identified in subparagraph (i) above;

provided

(a) that States may authorize such activities to be carried on within their territories, having satisfied themselves on a case-by-case basis that the activities do not result in the transfer of property or interests in property to any person or entity described in subparagraph (i) (a) or (b) above, and

(b) that nothing in this paragraph shall prevent the provision of supplies intended strictly for medical purposes and foodstuffs notified to the Committee established by resolution 724 (1991), or commodities and products for essential humanitarian needs approved by the Committee;

Decides that the provision of services, both financial and non-financial, to any person or body for the purposes of any business carried on in those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces shall be prohibited, the only exceptions being

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

... (b) services whose supply may be necessary for humanitarian or other exceptional purposes, as approved on a case-by-case basis by the Committee established by resolution 724 (1991), ...

Decides that States shall prevent the entry into their territories of:

(a) the members of the authorities, including legislative authorities, in those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces and officers of the Bosnian Serb military and paramilitary forces, and those acting on behalf of such authorities or forces;

(b) persons found, after the adoption of the present resolution, to have provided financial, material, logistical, military or other tangible support to Bosnian Serb forces in violation of relevant resolutions of the Council;

(c) persons in or resident in those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces found to have violated or contributed to the violation of the measures set out in resolution 820 (1993) and in the present resolution;

and requests that the Committee established by resolution 724 (1991) establish and maintain an updated list, based on information provided by States and competent regional organizations, of the persons falling within this paragraph;

Decides to prohibit all commercial riverine traffic from entering ports of those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces except when authorized on a case-by-case basis by the Committee established by resolution 724 (1991), or by the Government of the Republic of Bosnia and Herzegovina for its territory, or in case of force majeure;

Decides that States shall, in notifying or submitting applications to the Committee established by resolution 724 (1991) in respect of supplies intended strictly for medical purposes and foodstuffs and essential humanitarian supplies in respect of those areas of the Republic of Bosnia and Herzegovina under the control of Bosnian Serb forces, report for information purposes to the Committee on the source of funds from which payment is to be made; [S/Res/942 (1994), Paragraphs 7, 13, 14, 15, 17]

Decides that:

(i) the restrictions imposed by paragraph 7 of resolution 757 (1992), paragraph 24 of resolution 820 (1993) with regard to aircraft which are not impounded at the date of adoption of this resolution, and by other relevant resolutions which relate to the provision of goods and

services, with respect to all civilian passenger flights to and from Belgrade airport carrying only passengers and personal effects and no cargo unless authorized under the procedures of the Committee established by resolution 724 (1991);

(ii) the restrictions imposed by paragraphs 24 and 28 of resolution 820 (1993) and by other relevant resolutions which relate to the provision of goods and services, with respect to the ferry service between Bar in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) and Bari in Italy carrying only passengers and personal effects and no cargo unless authorized under the procedures of the Committee established by resolution 724 (1991),

Invites the Committee established by resolution 724 (1991) to adopt appropriate streamlined procedures for expediting its consideration of applications concerning legitimate humanitarian assistance, in particular applications from the United Nations High Commissioner for Refugees, and

the International Committee of the Red Cross; [S/Res/943 (1994), Paragraphs 1, 2]

Requests the Committee established pursuant to resolution 724 (1991) to review and to amend its guidelines in the light of the provisions of this resolution; [S/Res/1021 (1995), Paragraph 4]

Requests the Committee established pursuant to resolution 724 (1991) to review and to amend its guidelines in the light of the provisions of this resolution; [S/Res/1022 (1995), Paragraph 8]

付録2.5 (対リビア制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

- (a) To examine the reports submitted pursuant to paragraph 8 above;
- (b) To seek from all States further information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

measures imposed by paragraphs 3 to 7 above;

(c) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the measures imposed by paragraphs 3 to 7 above, and in that context, to make recommendations to the Council on ways to increase their effectiveness;

(d) To recommend appropriate measures in response to violations of the measures imposed by paragraphs 3 to 7 above and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States;

(e) To consider and to decide upon expeditiously any application by States for the approval of flights on grounds of significant humanitarian need in accordance with paragraph 4 above;

(f) To give special attention to any communications in accordance with Article 50 of the Charter of the United Nations from any neighbouring or other States with special economic problems which might arise from the carrying out of the measures imposed by paragraphs 3 to 7 above; [S/Res/748 (1992), Paragraph 9]

Instructs the Committee established by resolution 748 (1992) to draw up expeditiously guidelines for the implementation of paragraphs 3 to 7 of this resolution, and to amend and supplement, as appropriate, the guidelines for the implementation of resolution 748 (1992), especially its paragraph 5 (a);

Entrusts the Committee established by resolution 748 (1992) with the task of examining possible requests for assistance under the provisions of Article 50 of the Charter of the United Nations and making recommendations to the President of the Security Council for appropriate action; [S/Res/883 (1993), Paragraphs 9, 10]

付録2.6 (対ソリア制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of the provisional rules of procedure of the Security Council, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) to seek from all States information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the embargo imposed by paragraph 5 of resolution 733 (1992);

(b) to consider any information brought to its attention by States concerning violations of the embargo, and in that context to make recommendations to the Council on ways of increasing the effectiveness of the embargo;

(c) to recommend appropriate measures in response to violations of the general and complete embargo on all deliveries of weapons and military equipment to Somalia and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States; [S/Res/751 (1992), Paragraph 11]

Reiterates the need for the observance and strict monitoring of the general and complete embargo on all deliveries of weapons and military equipment to Somalia, as decided in paragraph 5 of resolution 733 (1992) and in this regard *requests* the Committee established by resolution 751 (1992) of 24 April 1992 to fulfil its mandate as described in paragraph 11 of that resolution, in particular to seek the cooperation of neighbouring States for the effective implementation of this embargo; [S/Res/954 (1994), Paragraph 12]

付録2.7 (対ハイチ制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides that the committee established by paragraph 10 below may authorize on an exceptional case-by-case basis under a no-objection procedure the importation, in non-commercial quantities and only in barrels or bottles, of petroleum or petroleum products, including propane gas for cooking, for verified essential humanitarian needs, subject to acceptable arrangements for effective monitoring of delivery and use;

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) To examine the reports submitted pursuant to paragraph 13 below;

国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割 (吉村)

(b) To seek from all States further information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of this resolution;

(c) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the measures imposed by this resolution and to recommend appropriate measures in response thereto;

(d) To consider and decide expeditiously requests for the approval of imports of petroleum and petroleum products for essential humanitarian needs in accordance with paragraph 7 above;

(e) To make periodic reports to the Security Council on information submitted to it regarding alleged violations of the present resolution, identifying where possible persons or entities, including vessels, reported to be engaged in such violations;

(f) To promulgate guidelines to facilitate implementation of this resolution: [S/Res/841 (1993), Paragraphs 7, 10]

Decides further that the Committee established by paragraph 10 of resolution 841 (1993) shall have the authority, in addition to that set forth in that paragraph, to grant exceptions to the prohibitions (other than those referred to in paragraph 2 above) referred to in paragraph 1 above on a case-by-case basis under the no-objection procedure in response to requests by President Aristide or Prime Minister Malval of Haiti; [S/Res/873 (1993), Paragraph 3]

Decides that all States shall without delay deny permission to any aircraft to take off from, land in, or overfly their territory if it is destined to land in, or has taken off from the territory of Haiti, with the exception of regularly scheduled commercial passenger flights, unless the particular flight has been approved, for humanitarian purposes or for other purposes consistent with the present resolution and other relevant resolutions, by the Committee established by resolution 841 (1993); [S/Res/917 (1994), Paragraph 2]

付録2.8 (対アンゴラ [UNITA] 制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and

recommendations:

(a) To examine the reports submitted pursuant to paragraph 24 below;
(b) To seek from all States further information regarding the action taken by them with a view to effectively implementing the measures imposed by paragraph 19 above;

(c) To consider information brought to its attention by States concerning violations of the measures imposed by paragraph 19 above and to recommend appropriate measures in response thereto;

(d) To make periodic reports to the Security Council on information submitted to it regarding alleged violations of the measures imposed by paragraph 19 above, identifying where possible persons or entities, including vessels, reported to be engaged in such violations;

(e) To promulgate guidelines that may be necessary to facilitate the implementation of the measures imposed by paragraph 19 above; [S/Res/ 864 (1993), Paragraph 22]

Reaffirms the obligation of all States to implement fully the provisions of paragraph 19 of resolution 864 (1993) and in that context urges the two neighbouring States which have so far failed to respond substantively to requests from the Committee established by resolution 864 (1993) for information required regarding alleged sanctions violations to do so promptly, and requests the Committee to provide a report to the Council, by 15 July 1994, on compliance with the sanctions regime and in particular on possible violations of that regime by those neighbouring States; [S/Res/ 932 (1994), Paragraph 8]

Decides that all States shall take the necessary measures: ...

(i) to deny permission to any aircraft to take off from, land in, or overfly their territories if it has taken off from or is destined to land at a place in the territory of Angola other than one on a list supplied by the Government of Angola to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), which shall notify Member States;

(ii) to prohibit, by their nationals or from their territories or using their flag vessels or aircraft, the supply of or making available in any form, any aircraft or aircraft components to the territory of Angola other than through named points of entry on a list to be supplied by the Government of Angola to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), which shall notify Member States;

(iii) to prohibit, by their nationals or from their territories, the provision of engineering and maintenance servicing, the certification of airworthiness, the payment of new claims against existing insurance contracts, or the provision or renewal of direct insurance with respect to any aircraft registered in Angola other than those on a list to be provided by the Government of Angola to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), which shall notify Member States, or with respect to any aircraft which entered the territory of Angola other than through a point of entry included in the list referred to in subparagraph (d) (i) above;

Further decides that the measures set out in paragraph 4 above shall not apply to cases of medical emergency or to flights of aircraft carrying food, medicine, or supplies for essential humanitarian needs, as approved in advance by the Committee created pursuant to resolution 864 (1993);

Requests the Committee created pursuant to resolution 864 (1993):

(a) To draw up guidelines expeditiously for the implementation of paragraph 4 of this resolution, including the designation of officials and of adult members of their immediate families whose entry or transit is to be prevented and whose travel documents, visas or residence permits are to be suspended or cancelled in accordance with paragraphs 4 (a) and 4 (b) above;

(b) To give favourable consideration to, and decide upon, requests for the exceptions set out in paragraph 5 above;

(c) To report to the Council by 15 November 1997 regarding the actions taken by States to implement the measures set out in paragraph 4 above;

Requests Member States having information on flights prohibited in paragraph 4 (d) above to provide this information to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) for distribution to Member States;

Requests also Member States to provide to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) information on the measures they have adopted to implement the provisions of paragraph 4 above no later than 1 November 1997; [S/Res/1127 (1997), Paragraphs 4, 5, 11, 12, 13]

Further requests the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) to report to the Council by 15 December 1997 regarding the actions taken by Member States to implement the measures specified in paragraph 4 of resolution 1127 (1997); [S/Res/1135 (1997),

Paragraph 9]

Endorses the planned visit by the Chairman of the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) to Angola and other interested countries to discuss the full and effective implementation of the measures specified in paragraph 4 of resolution 1127 (1997) with a view to urging compliance by UNITA with its obligations under the Lusaka Protocol and relevant Security Council resolutions; [S/Res/1157 (1998), Paragraph 3]

Decides also that all States shall take the necessary measures: ...

(c) to prohibit, upon notification by the Chairman of the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) to all Member States of guidelines approved by that Committee, the sale or supply to persons or entities in areas of Angola to which State administration has not been extended, by their nationals or from their territory, or using their flag vessels or aircraft, of equipment used in mining or mining services;

(d) to prohibit, upon notification by the Chairman of the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) to all Member States of guidelines approved by that Committee, the sale or supply to persons or entities in areas of Angola to which State administration has not been extended, by their nationals or from their territory, or using their flag vessels or aircraft, of motorized vehicles or watercraft or spare parts for such vehicles, or ground or waterborne transportation services;

Decides further that the Committee created pursuant to resolution 864 (1993) may authorize, on a case-by-case basis, upon a no-objection procedure, exemptions to the measures specified in paragraphs 11 and 12 above for verified medical and humanitarian purposes;

Requests the GURN to designate, and to notify to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), the areas of Angola to which State administration has not been extended;

Requests the Committee created pursuant to resolution 864 (1993):

- (a) to draw up guidelines expeditiously for the implementation of paragraphs 11 and 12 above and to consider ways and means for further strengthening the effectiveness of the measures adopted by the Council in its previous resolutions;
- (b) to report to the Council by 31 July 1998 regarding the actions taken by States to implement the measures specified in paragraphs 11 and 12 above;

Requests Member States to provide to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), no later than 15 July 1998, information on the measures they have adopted to implement the provisions of paragraphs 11 and 12 above; [S/Res/1173 (1998), Paragraphs 12, 13, 19, 20, 21]

Requests the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), notwithstanding paragraph 20 (b) of resolution 1173 (1998), to report to the Council by 7 August 1998 regarding the actions taken by States to implement the measures specified in paragraphs 11 and 12 of resolution 1173 (1998);

Requests Member States, notwithstanding paragraph 21 of resolution 1173 (1998), to provide to the Committee created pursuant to resolution 864 (1993), no later than 22 July 1998, information on the measures they have adopted to implement the provisions of paragraphs 11 and 12 of resolution 1173 (1998); [S/Res/1176 (1998), Paragraphs 3, 4]

Requests the Chairman of the Committee established pursuant to resolution 864 (1993) to investigate reports that the leader of UNTTA travelled outside Angola in violation of resolution 1127 (1997) and that UNTTA forces received military training and assistance as well as arms from outside Angola in violation of resolution 864 (1993); [S/Res/1202 (1998), Paragraph 14]

Encourages the Chairman of the Committee referred to in paragraph 8 above to consult with the Organization of African Unity (OAU) and the Southern African Development Community (SADC) on ways to strengthen the implementation of the measures referred to in paragraph 7 above; [S/Res/1221 (1999), Paragraph 9]

Endorses the letter and its enclosure of 4 May 1999 of the Chairman of the Committee established pursuant to resolution 864 (1993) and decides to establish the expert panels referred to therein for a period of six months with the following mandate:

- (a) To collect information and investigate reports, including through visits to the countries concerned, relating to the violation of the measures imposed against UNTTA with respect to arms and related matériel, petroleum and petroleum products, diamonds and the movement of UNTTA funds as specified in the relevant resolutions and information on military assistance, including mercenaries;
- (b) To identify parties aiding and abetting the violations of the above-mentioned measures;

(c) To recommend measures to end such violations and to improve the implementation of the above-mentioned measures;

Requests the Chairman of the Committee established pursuant to resolution 864 (1993) to submit to the Council no later than 31 July 1999 an interim report of the expert panels regarding their progress and preliminary findings and recommendations and to submit to the Council within six months of the formation of the expert panels their final report with recommendations; [S/Res/1237 (1999), Paragraphs 6, 7]

付録2.9 (対ルワンダ制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides also to establish, in accordance with rule 28 of the provisional rules of procedure of the Security Council, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) To seek from all States information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the embargo imposed by paragraph 13 above;

(b) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the embargo, and in that context to make recommendations to the Council on ways of increasing the effectiveness of the embargo;

(c) To recommend appropriate measures in response to violations of the embargo imposed by paragraph 13 above and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States; [S/Res/918 (1994), Paragraph 14]

Decides that, notwithstanding the restrictions imposed in paragraph 13 of resolution 918 (1994), appropriate amounts of explosives intended exclusively for use in established humanitarian demining programmes may be supplied to Rwanda upon application to and authorization by the Committee of the Security Council established by resolution 918 (1994). [S/Res/1005 (1995)]

Further decides that States shall notify all exports from their territories of arms or related matériel to Rwanda to the Committee established by resolution 918 (1994), that the Government of Rwanda shall mark and register and notify to the Committee all imports made by it of arms and related matériel, and that the Committee shall report regularly to the Council on notifications so received; [S/Res/1011

(1995), Paragraph 11]

Calls upon States, relevant United Nations bodies, including the Committee established by resolution 918 (1994), and as appropriate, international humanitarian organizations, and non-governmental organizations, to collate information in their possession relating to the mandate of the Commission, and requests them to make this information available as soon as possible; [S/Res/1013 (1995), Paragraph 3]

付録2.10 (対リベリア制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Urges all States, and in particular all neighbouring States, to comply fully with the embargo on all deliveries of weapons and military equipment to Liberia imposed by resolution 788 (1992), and to that end decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council, consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) To seek from all States information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the embargo imposed by paragraph 8 of resolution 788 (1992);

(b) To consider any information brought to its attention by States concerning violations of the embargo, and in that context to make recommendations to the Council on ways of increasing the effectiveness of the embargo;

(c) To recommend appropriate measures in response to violations of the embargo imposed by paragraph 8 of resolution 788 (1992) and provide information on a regular basis to the Secretary-General for general distribution to Member States; [S/Res/985 (1995), Paragraph 4]

付録2.11 (対シエラレオネ制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides that the Committee established by paragraph 10 below may authorize, on a case-by-case basis under a no-objection procedure:

(a) applications by the democratically-elected Government of Sierra Leone for the importation into Sierra Leone of petroleum or

petroleum products; and

(b) applications by any other government or by United Nations Agencies for the importation of petroleum or petroleum products into Sierra Leone for verified humanitarian purposes, or for the needs of the Military Observer Group of ECOWAS (ECOMOG), subject to acceptable arrangements for effective monitoring of delivery;

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

(a) to seek from all States further information regarding the action taken by them with a view to implementing effectively the measures imposed by paragraphs 5 and 6 above;

(b) to consider information brought to its attention by States concerning violations of the measures imposed by paragraphs 5 and 6 above and to recommend appropriate measures in response thereto;

(c) to make periodic reports to the Security Council on information submitted to it regarding alleged violations of the measures imposed by paragraphs 5 and 6 above, identifying where possible persons or entities, including vessels, reported to be engaged in such violations;

(d) to promulgate such guidelines as may be necessary to facilitate the implementation of the measures imposed by paragraphs 5 and 6 above;

(e) to consider and decide expeditiously requests for the approval of imports of petroleum and petroleum products in accordance with paragraph 7 above;

(f) to designate expeditiously members of the military junta and adult members of their families whose entry or transit is to be prevented in accordance with paragraph 5 above;

(g) to examine the reports submitted pursuant to paragraphs 9 above and 13 below;

(h) to establish liaison with the ECOWAS Committee on the implementation of the measures imposed by paragraphs 5 and 6 above; [S/Res/ 1132 (1997), Paragraphs 7, 10]

Further decides that States shall notify all exports from their territories of arms or related matériel to Sierra Leone to the Committee established by resolution 1132 (1997), that the Government of Sierra Leone shall mark, register and notify to the Committee all imports made by it of arms and related matériel, and that the Committee shall report regularly to the Council on notifications so received;

Decides that all States shall prevent the entry into or transit through their territories of leading members of the former military junta and of the Revolutionary United Front (RUF), as designated by the Committee established by resolution 1132 (1997), provided that the entry into or transit through a particular State of any such person may be authorized by the same Committee, and provided that nothing in this paragraph shall oblige a State to refuse entry to its territory to its own nationals;

Decides that the Committee established by resolution 1132 (1997) shall continue to undertake the tasks referred to in paragraph 10 (a), (b), (c), (d), (f) and (h) of that resolution in relation to paragraphs 2 and 5 above; [S/Res/1171 (1998), Paragraphs 4, 5, 6]

付録2.12 (対ユーゴスラビア共和国制裁委員会主要任務内容)

The Security Council,

Decides to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a committee of the Security Council, consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks and to report on its work to the Council with its observations and recommendations:

- (a) to seek from all States information regarding the action taken by them concerning the effective implementation of the prohibitions imposed by this resolution;
- (b) to consider any information brought to its attention by any State concerning violations of the prohibitions imposed by this resolution and to recommend appropriate measures in response thereto;
- (c) to make periodic reports to the Security Council on information submitted to it regarding alleged violations of the prohibitions imposed by this resolution;
- (d) to promulgate such guidelines as may be necessary to facilitate the implementation of the prohibitions imposed by this resolution;

(e) to examine the reports submitted pursuant to paragraph 12 below;
Requests States to report to the committee established by paragraph 9 above within 30 days of adoption of this resolution on the steps they have taken to give effect to the prohibitions imposed by this resolution; [S/Res/1160 (1998), Paragraphs 9, 12]

付録 3 (対南アフリカ石油等禁輸監視政府間グループ)

The General Assembly,

Decides to establish an Intergovernmental Group to Monitor the Supply and Shipping of Oil and Petroleum Products to South Africa;
(A/Res/41/35F, Paragraph 5)

〔付記〕 本稿は、一九九八年度広島修道大学総合研究所調査研究費による研究成果の一部である。